

- 第1 はじめに
- 第2 本事業の原因
- 第3 本法人の決意表明と検討会議に提言された改善・改革の実現のための基本姿勢
- 第4 本法人の実践すべき対応の基本方針
- 第5 アメリカンフットボール部の今後
- 第12 本事業における役教職員の責任の所在

※ 「対応内容」欄に記載された「C(チェック)」に該当する対応は、主に担当部署が自ら実行している「C」だが、日本大学改善改革推進会議は、全ての改善改革策に係る「PDCA」全般のモニタリング（＝「C」）を行っている。

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項 (令和6年2月2日)	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
	大学認証評価における適合評価の回復	—	—	令和3年度に公益財団法人大学基準協会を受審した大学認証評価（追評価）において、管理運営に関する重大な問題を要因として不適合判定を受けた。以後、指摘事項の改善に真摯に努めてきたところ、令和6年度を受審では、適合認定を受けるに至った。この結果は、法人ガバナンス体制の抜本的見直し等、本学の改善改革に係る取り組みが一定の評価を得られたものと認識している。	100%	令和7年度より、従前の日本大学改善改革会議を、発展的に引き継いだ改善改革推進会議の助言及びモニタリングを受け、今後も、法人ガバナンス体制のさらなる強化を推進していく。	100%
第6 ガバナンス体制の抜本的な見直し～実効性の高い執行・監督体制の再構築							
1 社会と調和する理念							
(1)	日本大学行動規範の見直し等による行動指針を明確化	行動規範の見直しや教育機関としての役割の再確認といった、大きな方針・目標等の策定も急ぐ必要があるのではないかと。	人事部	改善改革会議において行動規範の見直しを検討した結果、行動規範を改正するのではなく、新たに、教職員の倫理行動基準や禁止行為等をより具体化した教職員倫理規程を制定することで、行動指針の明確化を図ることとした。なお、教職員倫理規程は、原案が令和6年5月10日開催の理事会で承認され、各教科の労働者代表の意見聴取に係る説明会を実施した。令和6年7月5日の理事会において、労働者代表の意見聴取結果を報告し、同月26日に制定された。 今後、運用していく中で規程等の内容に意見が出てきた場合は、その内容を記録し、適宜精査する。	100%	行動規範及び日本大学教職員倫理規程を、全教職員に対して、より一層の理解浸透を図るため、各種研修等を実施するほか、定期的な事務連絡等により、形骸化を防ぐ方策を進めていく。 また、規程等の内容については、運用していく中で寄せられた意見を精査することで、必要な修正等を加えていくこととする。	100%
(2)	「目的および使命」、「日本大学教育憲章」に定める教育機関としての役割の再確認						
2 業務執行理事（理事長、学長、副理事長、常務理事及び副学長）の職務権限の明確化							
(3a)	理事長の権限及び責任の明確化	策定した規程をどのように実体化し実効性を持たせるかの明確化。 着実な（可能なものは前倒しでの）検討・実施を進めていただきたい。	総務部	理事会・常務理事会及び業務執行理事の職務及び権限等に関する規程案が、改善改革会議で了承された。令和6年3月18日開催の法規委員会において審議され、令和6年4月11日の理事会に上程した。令和6年5月の評議員会にて諮問の上、令和6年6月の理事会において改正を承認（令和6年4月1日付け施行）。 また、上記職務・権限規程を実体化させるために、本部各部署の個別業務の決定手続（会議付議基準及び決裁ルート等）を具体的に定める内規を、現行本部決裁基準表を充実する形で作成し、令和6年7月の理事会において承認された（令和6年7月1日付け施行）。 令和6年10月1日から本部において電子決裁システムを導入。 システム導入後、内規どおりの運用がなされているかの確認を担当の業務執行理事（常務理事及び副学長）が定期的に行い承認行為の実質化に向けての検証は随時行う。 策定した内規について、当初想定している運用とシステム設定が乖離している部分が判明したため、令和7年4月1日付で内規の一部を見直し改正した。また、改正私立学校法に基づく本学寄附行為等の変更に伴い「理事会及び理事の職務・所掌の範囲及び権限に関する規程（旧名称：業務執行理事の職務及び権限に関する規程）」を令和7年6月6日の理事会において改正を承認（令和7年4月1日付け施行）した。	100%	「理事会及び理事の職務・所掌の範囲及び権限に関する規程」及び「本部における職務権限に係る決裁手続及び会議付議事項に関する内規」については、実態に即しているか定期的に確認を行うこととする。	100%
(3b)	業務執行理事へのガバナンスを強化させる仕組みの構築		総務部	(3a)に記載のとおり、重要な意思決定に係る会議体に監事全員が出席するとともに、執行部ミーティングの開催回数を増加させ、緊密な意思疎通・情報共有を行っている。 同ミーティングは、業務執行理事間の意識共有に寄与していることを確認した。	100%	同ミーティングの有用性に鑑み、定例の開催に加え、必要に応じて臨時に開催することとし、適宜実施している。	100%
(4a)	理事長就任後の業績評価制度の見直し		総務部	理事長選考委員会及び改善改革会議においての検討に加え、私学法改正への対応に係る議論に含めて、寄附行為等改正検討委員会において検討を行った。 評価に当たって現状の理事長選考委員会のモニタリング機能が不足しているとの分析の下、学外委員に外部理事を含めた理事長推薦委員会により評価を行うこととした。 令和7年3月7日の理事会において、学校法人日本大学理事長推薦規則を改正(令和7年4月1日施行)し、検討事項を反映した理事長推薦委員会を規定した。さらに、同年5月23日開催の臨時理事会において同委員会委員の選任を行った。 令和7年6月12日に第1回委員会を開催した。 令和7年度理事長業績評価に向けて、以前は年度末に策定していた評価項目を期中に理事長に対して示すこととし、令和7年7月4日の理事会で今年度の評価項目が議決された。	100%	懸案であった理事長の業務執行状況についての外部委員への情報共有については、学外（学識）理事を中心に逐次連携を図っていく。 理事長に対して、前年度の評価結果の受け止め及び令和7年度の業績評価に当たり、重点取組事項を聴取の上、当該評価を実施することとする。	100%
(4b)	理事長選考委員会の在り方の再確認		総務部	私学法改正への対応に係る議論に含めて、寄附行為等改正検討委員会において検討を行った。 当該検討において、委員において理事長の業務実態の把握が困難であること。また、改正私学法の趣旨に鑑みて現行の選出方法が適切でないとの分析のもと、委員構成の見直しを含め、現状の理事長選考委員会から理事長推薦委員会に改め、理事候補者の選定から、理事会において理事長として推薦することに加え、選定後の業績評価まで実施する機関とする方向で進めている。 令和7年3月7日の理事会において、学校法人日本大学理事長推薦規則を改正(令和7年4月1日施行)し、検討事項を反映した理事長推薦委員会を規定した。さらに、同年5月23日開催の臨時理事会において同委員会委員の選任を行った。 令和7年6月12日に第1回委員会を開催した。 令和7年度理事長業績評価に向けて、以前は年度末に策定していた評価項目を期中に理事長に対して示すこととし、令和7年7月4日の理事会で今年度の評価項目が議決された。	100%	懸案であった理事長の業務執行状況についての外部委員への情報共有については、学外（学識）理事を中心に逐次連携を図っていく。 理事長に対して、前年度の評価結果の受け止め及び令和7年度の業績評価に当たり、重点取組事項を聴取の上、当該評価を実施することとする。	100%
(5)	学長の権限及び責任の明確化	策定した規程をどのように実体化し実効性を持たせるかの明確化。 着実な（可能なものは前倒しでの）検討・実施を進めていただきたい。	総務部	(3a)と同じ	100%	(3a)と同じ	100%
(6)	競技部における競技スポーツ部長・各競技部監督・コーチ、競技スポーツ部及び担当副学長から学長に至る報告、連絡、決定のプロセスの文書化及びそれぞれの権限、責任等の明確化		総務部/競技スポーツセンター事務局	競技スポーツにおけるガバナンスを明確化し、競技部学生の競技環境の整備と学修支援並びに医学研究拠点の形成を目的に、令和6年4月1日付けで日本大学競技スポーツセンターを設置した。競技スポーツ部は、センターの事務局として改組した。センターの設置要項及び関係規程の整備、センターの位置づけを明確にする組織図の策定を行った。改正競技部規程、新設の競技スポーツセンター規程には、競技部の部長、監督及びコーチ等指導者それぞれの権限、役割並びにセンター長、副センター長及びセンター事務局等への報告・連絡義務を明確に規定し、センター事務局事務分掌及びセンター長の権限、役割やそれぞれの副学長、学長の報告・連絡義務についても定めた。 競技部から学長に至る報告・連絡は、これまでの運用を改め、伝達事項の明確化及び後で第三者が検証できる事もポイントに、書面・メール等の文書をもって行うこととした。また、令和6年2月から3月にかけて競技部での代理徴収の事実について、競技スポーツ部からの報告が担当副学長（当時）で止まり、危機管理総括責任者及び執行部へ伝達されなかったことを受け、改めて競技スポーツセンターから危機管理総括責任者及び執行部への事実報告を毎週定期的（緊急事案は適時適切）に報告することとして、本格的に競技スポーツセンターから直接、様々な情報が危機管理総括責任者及び執行部へ上がるよう修正した。 更に、競技部の処分に関する規程を新設し競技部の処分について必要事項を定めた。	100%	競技スポーツセンター設置の目的及び方針に基づき、諸規程、マニュアルに従い引続き適切な運用を行っていく。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
(7a)	学長評価制度の見直し		総務部	令和5年度の業績評価は令和6年2月28日開催の学長候補者推薦委員会及び同年3月8日開催の理事会において実施が決定され、同年7月5日開催の理事会で報告した。 令和6年度以降の当該評価制度についての見直しを10月及び11月開催の日本大学改善改革会議において行った。理事会、評議員会及び改善改革会議において、現行評価方法における、人数の問題、評価項目等について、指摘がされた。 令和6年度の評価に当たっては、評価実施及び評価項目策定を学長候補者推薦委員会が引き続き行うこととし、令和7年3月19日開催の臨時理事会において学長評価項目を議決した。 令和6年度業績評価は、令和7年6月6日開催の理事会及び同年同月17日開催の評議員会で報告され、大学ホームページに公表された。これと併せて、学長評価制度の見直し及び学長候補者推薦委員会の在り方について令和7年5月12日付けで日本大学改善改革会議の後継組織である日本大学改善改革推進会議に諮問され、以降同会議で検討を進めている。 令和7年3月7日開催の理事会において学校法人日本大学役員規定を改正(令和7年4月1日施行)し、令和7年度からは推薦委員会に加え監事も学長業績評価を行うこととした。	79%	令和6年度の業績評価は、学長候補者推薦委員会による学長への面談を実施し、適切に実施したことを踏まえ、令和7年度以降の学長業績評価の在り方について、日本大学改善改革推進会議において、今年度中に検討・答申の上、理事会等で決定する。	100%
(7b)	学長候補者推薦委員会の在り方の再確認		総務部	10月及び11月開催の日本大学改善改革会議において学長候補者推薦委員会の今後の在り方について（学長の業績評価とともに）討議し、令和6年度については同委員会を継続すること及び令和7年度以降の同委員会の在り方については、学長推薦の都度解散する方向で検討することとなった。 討議の中で、現行運用におけるメリット・デメリット（例えば候補者として選定した者を業績評価すること、運用上の問題点等）について確認を行った。 令和6年度業績評価終了後、現状の委員会を解散することについては、一旦白紙とし、学長評価制度の見直しとともに当該委員会の在り方について令和7年5月12日付けで日本大学改善改革会議の後継組織である日本大学改善改革推進会議に諮問され、以降同会議で検討を進めている。	79%	令和6年度の業績評価は、学長候補者推薦委員会による学長への面談を実施し、適切に実施したことを踏まえ、令和7年度以降の当該委員会の在り方について、日本大学改善改革推進会議において、今年度中に検討・答申の上、理事会等で決定する。	100%
(8)	副学長の権限と責任の明確化	策定した規程をどのように実体化し実効性を持たせるかの明確化。 着実な（可能なものは前倒しての）検討・実施を進めていただきたい。	総務部	(3a)と同じ	100%	(3a)と同じ	100%
(9)	教学事項に関する報告体制の確立		総務部	事務職組織規程及び本部事務分掌規程を改正し、令和6年4月1日付けで施行することで組織面・人事面で学長の補佐体制を確保した。 学長が出席する会議にサポートスタッフも出席しており、情報の目詰まりを避けることができている。	100%	効果が確認できており、本取組について引き続き継続する。	100%
(10)	常務理事の権限と責任の明確化	策定した規程をどのように実体化し実効性を持たせるかの明確化。 着実な（可能なものは前倒しての）検討・実施を進めていただきたい。	総務部	(3a)と同じ	100%	(3a)と同じ	100%
3 執行部会、理事会及び評議員会の在り方							
(11a)	執行部会の役割の明確化		総務部	執行部会の在り方について、令和6年2月6日開催の常務理事会に諮り、名称を「常務理事会等打合せ」とし、議決機関ではないこと及び監事の出席を明示することが承認された。令和6年2月13日からは「常務理事会等打合せ」として開催している。令和6年4月15日から「執行部ミーティング」に名称変更した。 同ミーティングの有用性に鑑み、定例の開催に加え、必要に応じて臨時に開催することで、業務執行理事間の意識共有に寄与している。	100%	現行運用を引き続き継続するとともに、同ミーティングの有用性に鑑み、定例の開催に加え、必要に応じて臨時に開催することとし、適宜実施している。	100%
(11b)	執行部会の会議名称の見直し		総務部				
(12)	理事会における適切な定員数の見直し		総務部	寄附行為等改正検討委員会において検討を重ね(令和6年9月までで20回開催)、改正私学法による寄附行為においては第1次答申から変更はせず、理事定員数を14名から24名までとする第2次答申を作成した。 令和6年9月6日開催の理事会において、同委員会からの第2次答申に基づく寄附行為変更案が承認され、9月25日に開催の臨時評議員会においても承認を得た後、10月7日付けで文部科学省に認可申請を行った。 寄附行為は、令和7年2月26日付けで認可され、同年4月1日に施行された。改正私立学校法に伴う寄附行為の経過措置規定により、令和8年度の定時評議員会終了後から、変更後の寄附行為に基づく理事定員数となる。	100%	令和8年度の定時評議員会最終後を始期として約4年間を任期とする理事の改選を令和7年度末から令和8年度初めにかけて実施する。	100%
(13a)	役員規程にて定められている理事への報告義務に関する具体的手続きの明確化		総務部	報告請求に係る要項を策定し、令和6年7月5日の理事会において承認した。さらに、インシデント情報については、令和6年3月から理事会に報告を行っている。要項施行後、報告請求に至る案件は生じていない。	100%	要項に基づく報告請求があった場合、運用上不備がないか直ちに確認する。 なお、理事会の議案等に対する事前質問は適宜受付をしており、継続して実施する。	100%
(13b)	理事が自ら監視・監督するために必要な情報を入手するための仕組みの再構築		総務部	理事に対して常務理事会資料の共有を行っているほか、令和6年2月からは、理事の学部長会議出席を可能とした。 業務執行理事から令和6年5月以降、令和7年4月までの間、輪番制で1人当たり2～3回の報告が実施された。なお、令和7年3月7日開催の理事会において学校法人日本大学役員規定を改正(令和7年4月1日施行)し、改正私立学校法における3か月に1度の報告義務化を学内規程にも反映させた。 令和7年5月以降は、改正私立学校法の規定に基づく業務執行状況報告へと移行し、理事長及び各業務執行理事は、原則としてそれぞれ年4回報告することとなり、令和7年7月4日までに理事長及び各業務執行理事はそれぞれ1回ずつ報告を行った。 報告を受けての質問も理事から寄せられ、効果が表れている。	100%	理事が、簡潔かつ効率的に業務執行状況を入手できるよう、効果的な報告方法等について検討し、改善する。	100%
(14)	学外理事への理事長、学長、副学長、常務理事それぞれから、法人の運営、業務の執行状況の定期的な報告		総務部	私学法改正への対応に係る議論に含めて検討し、法改正に先駆けて3か月に1回の理事会での定期報告の義務化を検討する中で、令和6年5月以降、令和7年4月までの間、輪番制で1人当たり2～3回の報告が実施された。なお、令和7年3月7日開催の理事会において学校法人日本大学役員規定を改正(令和7年4月1日施行)し、改正私立学校法における3か月に1度の報告義務化を学内の規程にも反映させた。 令和7年5月以降は、改正私立学校法の規定に基づく業務執行状況報告へと移行し、理事長及び各業務執行理事は、原則としてそれぞれ年4回報告することとなり、令和7年7月4日までに理事長及び各業務執行理事はそれぞれ1回ずつ報告を行った。 報告を受けての質問も理事から寄せられ、効果が表れている。	100%	(13b)の対応と合わせ、理事が簡潔かつ効率的に業務執行状況を入手できるよう、効果的な報告方法等について検討し、改善する。	100%
(15)	監事による監査の実施状況、発見した課題、改善提案等の定期的な報告		監事監査事務局	令和6年度の監査結果報告を取りまとめ、令和7年5月19日の執行部ミーティング、翌20日の常務理事会に報告を行い、以降、同月23日の臨時理事会及び28日の評議員会に報告した。 なお、令和6年度の監査にあたり、監事は、監査の根幹となる基準として「監事監査ガイドライン」を定め、同ガイドラインを踏まえて策定した「令和6年度監事監査計画」とともに執行部ミーティング、常務理事会に報告の上、理事長・学長に提出した。監査計画は教職員用ポータルサイト「事務の友」から周知している。 本ガイドラインは監事が独自に制定したものであり、本学の管理下には置かず学内規程による制約を受けないものである。	100%	現在、令和7年4月1日に施行された改正私立学校法及び監査関連法令に準拠するよう「監事監査ガイドライン」の内容の見直しを行っており、7月中を目途に更新版を制定することとしている。 ガイドラインの更新を行った上で、令和7年度の監査計画を策定し、監査計画に基づいて書面監査及び実地監査を実施する。書面監査は、定常的な基礎資料の作成・提出を求めず、監査領域ごとにテーマを定めて行う。実地監査は、令和7年9月以降、令和8年3月までに複数の部科校及び付属病院等に対して行う。また、書面監査及び実地監査以外にも、監事の調査権限に基づき、必要に応じて理事、本部所管部署及び学部等に対して業務実施の報告を要請する。	100%
(16)	理事長又は監事に対する報告請求権の行使手続きの明確化		総務部	報告請求に係る要項を策定し、令和6年7月5日の理事会において承認した。 さらに、インシデント情報については、令和6年3月から理事会に報告を行っている。 要項施行後、報告請求に至る案件は生じていない。	100%	要項に基づく報告請求があった場合、運用上不備がないか直ちに確認する。 なお、インシデント情報の共有については、継続する。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
(17)	私学法や学校教育法等の法令，学校法人会計基準等の知識，学内規則等の知識についての体系化と定例的な研修の開催		総務部	研修会の実施はないが，理事会及び評議員会において，令和7年4月の改正私立学校法施行及びこれに伴い変更された寄附行為等により変更となる運用等について，その都度丁寧に説明している。 令和7年6月の評議員改選に当たって，評議員の選任手続きに当たっても理事会及び評議員会のみならず，教職員に対しても評議員の役割の変更等を含め確認しながら当該手続きを行った。	100%	令和7年7月から9月までに役員及び評議員を対象に対面形式での研修会を実施する。また，当日研修内容を録画したものをオンデマンド形式の研修を令和7年10月30日までで実施する方向で検討を進めている。 受講者の状況及び反応を検証したうえで，以降も定期的に研修を実施する。	100%
				特に危機管理に関する研修を追加して実施することとし，令和6年3月13日～3月22日で危機体制（規程及びマニュアルの内容）を周知するための全学的な危機管理講習会をオンデマンド方式にて実施した。 危機管理講習会での内容は，役員及び教職員に広く周知された結果となっている。	100%	危機管理講習会は，教職員に幅広く周知されている結果となっており，毎年度実施する予定で，継続して実施していく。	100%
4 監事の在り方							
(18)	監事監査における監査手続き業務支援職員の参加		監事監査事務局	監事支援体制の維持・強化については，令和5年度以降，本学と関連のない学外専門人材を監事付として囑託採用しており，令和7年度も雇用契約を行っている。また，必要に応じて外部の専門家に監査業務補助を委託するための経費を令和6年度以降予算計上しており，令和7年度予算では大幅な増額要望を行っている。	100%	改正私立学校法の施行により，監事の責務が重くなることを念頭に，今後も，学外の専門人材を監事付として雇用するほか，監事の求めに応じて都度，公認会計士等，外部の専門家に監査業務補助を委託できるよう，監事支援体制の維持・強化を図るとともに，監事支援業務の一層の効率化に努めることとしている。	100%
(19)	理事長宛に提出されている監査の過程で見つけた問題点や改善事項に関する長文式報告書の理事への報告会の開催		監事監査事務局	令和4年度，令和5年度とも，監査結果報告の取りまとめに続いて長文式報告書を作成している。令和5年度版の報告書は令和6年7月23日に理事長・学長へ，9月2日に副学長・常務理事へそれぞれ報告を行い，その後，9月6日に理事に対する報告会を開催した。また，監査結果のうち学部等の運営に直接関係する事項については，報告書の抜粋を学部等に配布することとし，8月6日に「教育・研究施策に関する事項」，8月8日には学生・生徒等の支援，人事，病院に関する事項をそれぞれ送付し，改善に向けた監事意見を伝達した。これら2編の抜粋版は，8月8日に教職員用ポータルサイト「事務の友」に掲載し，周知を図っている。	100%	令和6年度監査結果報告の取りまとめに続いて，令和7年7月中を目途に長文式報告書の作成を進めており，理事長・学長をはじめとする法人役員に報告する。その後，9月初頭を目途に理事及び顧問を対象とする報告会を開催し，監査結果に関する詳細な説明を行う予定である。 また，監査結果のうち学部等の運営に直接関係する事項については，令和7年8月上旬を目途に報告書の抜粋を学部等に配布することとし，改善に向けた監事意見を伝達する。 なお，監査の結果，本学の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関して，法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があるときは，理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告する。	100%
(20)	緊急性に関わりなく，定期的に経営課題や改善事項等を報告する機会の設定		監事監査事務局	令和6年以降，「執行部ミーティング」の場で監事から業務執行理事に対して現状の課題・問題点，その他の報告と情報提供を行う機会を多く設けることとしており，これまでに4回（令和6年4月9日，9月9日，10月21日，11月11日）の情報提供を行っている。監事は，毎週の執行部ミーティングへの出席や業務執行理事との面談・ヒアリングを通じて常に執行部体制の動向を注視しながら「監事会議」において時宜に合う実施内容を検討している。	100%	今後も，執行部体制の動向を注視するとともに，「執行部ミーティング」での監事から業務執行理事に対しての現状の課題・問題点等の情報提供を継続する。 毎週開催する「監事会議」において，情報提供の対象となる課題・問題点等のテーマを検討している。	100%
(21)	監事による理事長，学長，副学長，常務理事，本部部・室・局長等に対するヒアリング回数の増加		監事監査事務局	業務執行理事との面談を令和5年11月24日以降実施しており，また，本部所管部署所属長等との面談を並行して進めている。令和7年7月1日までに業務執行理事10名及び21部署に対して通算77回のヒアリング・報告要請等を実施している。 令和7年5月12日には学校法人日本大学役員規程に基づき，前年度に引き続き，令和6年度理事長業績評価に伴う理事長との面談を実施した。6月2日には再度理事長と面談し，業績評価結果を伝達した。 なお，業務執行理事，本部所管部署とも，所管業務の課題・問題点の重要度に応じて優先度を定めてディスカッションあるいはヒアリングを行っている。また，上記のとおり，必要に応じて同一の理事あるいは部署に対して複数回の面談を実施している。	100%	今後も，業務執行理事，本部所管部署所属長等との面談を，継続して進める。 原則として，令和7年度において，全ての法人役員と複数回の面談・ディスカッションを行うこととし，年度下半期から順次実施する。	100%
5 評議員会の在り方（評議員会の在り方に関する先駆的な取り組み）							
(22)	評議員の選定方法や寄附行為での定め方に関する準備の加速化		総務部	寄附行為等改正検討委員会（令和6年1月24日開催）において，評議員の定員数を現行49名から30名程度削減する案に基づく答申（第1次）を作成し，令和6年3月8日の理事会に上程した。 その後同委員会において検討を重ね（令和6年9月までに20回開催）第2次答申を作成，令和6年9月6日開催の理事会において，同委員会からの第2次答申に基づく寄附行為変更案が承認され，9月25日に開催の臨時評議員会においても承認を得た後，10月7日付けで文部科学省に認可申請を行った。 寄附行為は令和7年2月26日付けで認可され，同年4月1日に施行された。併せて，関連規程等（寄附行為施行規則，学識経験理事・評議員候補者推薦委員会規程及び校友理事・評議員候補者推薦委員会規程）を改正した。 前評議員は，改正私立学校法に定める構成要件を満たせなかったため，令和7年度の定時評議員会（6/17）終結時までの任期とし，同評議員会終結時を始期とする評議員に改選した。	100%	約4年後の評議員改選に向けて選定プロセス等を検証する。なお，選定方法の一部は，次期理事の改選に共通する部分もあるため，改善可能なものは速やかに対応する。	100%
6 法人の管理運営と教学の関係の明確化							
(23)	法人業務に学校管理が含まれることを認識		総務部	法人運営上，学校管理における教学事項が含まれること及び危機対応不全の要因に教学事項の報告の遅延があったことを踏まえ，4月からは，執行部ミーティングの定時開催に加え，必要な時には監事も交えて随時同打合せを実施することとした。また，学部長会議規程を遵守し，常務理事会への上程も滞りなく実施している。 さらに，インシデント情報については，管理運営・教学事案の区別なく令和6年3月から理事会に報告を行っている。 令和7年7月現在も継続して取り組んでおり，適切に実施されている。	100%	左記については，問題点が発見されたら直ちに運用の見直しを図ることとし，現状は継続して取り組むこととする。	100%
(24)	検討すべき事項が，教育・研究としての校務に関する事項か否かに関する常務理事会による判断						
(25)	法人が学校の全ての管理権を持つことを認識						

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
7	コンプライアンス・内部統制・危機管理等知見の徹底						
(26)	倫理規程の設定および遵守の誓約		人事部	(1)、(2)と同じ	100%	(1)、(2)と同じ	100%
(27)	遵守違反に対する懲戒		人事部	(29)と同じ	100%	(29)と同じ	100%
(28a)	法令遵守の人事評価の要素化		人事部	<p>令和6年度に実施した階層別研修において、これまで実施してきた階層別研修の研修目的に加えて、組織風土改善へ向けた意識改革の醸成を研修目的に追加して実施した。</p> <p>令和7年度の事務四役研修は、本学の懲戒に係る事例、不祥事件があった学校法人及び一般企業の事例を題材としたグループワークを中心とした、受講者が組織風土改革の取組みを自分事として認識ができるよう促すことを目的として実施した。</p> <p>管理職者の意識改革及び行動改善を目的とし、部室局長を対象とした360度評価を実施した。目的を達成するため、複数の評価者による評価だけでなく、自己評価を加えたフィードバック表を作成して、実施され、実施後には360度評価に対する改善点等についての意見を集約した。</p> <p>管理職以外の者については、評価制度導入に向けた第1段階の取組みとして、職員（一般職）の主任及び課長補佐の役職任命の昇進基準について、これまで明確でなかった職務能力の基準を明確化し、令和7年10月1日付け昇進候補者の評価では、従前の年数要件等の昇格基準に加えて、明確にした職務能力について総合的に勘案した評価を実施した。</p>	100%	左記については、今後、実施する諸施策との有効的な連動等も視野に、引き続きその内容等についての検証を行う。	100%
			人事部	360度評価・面談制度の対象者拡充、課長研修の実施、管理職以外の法令遵守に関する人事評価対応については、継続して検討する。	80%	<p>部室局長を対象として実施した360度評価制度の検証・改善を行い、令和8年度においては、対象者を部室局長のほか次長、事務長及び経理長に拡充して実施することで準備を進める。</p> <p>また、令和8年1月には、事務四役と目線を合わせ、変革の中心としての意識改革を促し、組織全体のボトムアップでの改革機運を高めることを目的とした課長研修を実施する。</p> <p>法令遵守に関する人事評価の対応については、管理職と管理職以外とで分けて検討を進めている。管理職以外の者については、第2段階として、令和8年1月を目途としてコンプライアンス遵守の要素を評価項目に加えた基準を作成する。同基準を周知し、浸透させるとともに、令和8年4月1日付け昇進候補者の評価に適用させ、その結果を分析し、更なる改善に繋げていく。</p> <p>なお、人事評価に結びつける「目標管理制度」については、前段階として位置づけていた「面談制度」を、令和5年度から導入しており、令和7年度第2回（12月）から部室局長を面談者、部室局次長から課長までを被面談者とした、管理職を対象とした面談を、試行的に実施する予定である。</p>	90%
(28b)	人事評価結果による降格の検討		人事部	<p>①人事評価結果による降格については、他大学での取扱い等を調査の上、検討を進めている。</p> <p>②人事異動としての降格についても、新たに検討することとした。</p> <p>管理職者として相応しくないと判断された者を本人の資質向上や成長が見られるまでの間、課員等がない部署へ一時的に異動させる実質的なポストオプの運用を実施している。</p>	100%	左記については、今後、実施する諸施策との有効的な連動等も視野に、引き続きその内容等についての検証を行う。	100%
			人事部	<p>【新しい推進目標の設定】</p> <p>令和7年9月24日開催の日本大学改善改革推進会議において、同委員会の委員である外部理事を含むワーキンググループを立ち上げた。本学の組織風土改革、コンプライアンス意識醸成のために各部科校や教職員が前向きに業務に取り組めるよう、組織に対するエンゲージメントを高める必要がある。そのため、現在実施している諸施策の検証を行いブラッシュアップするとともに評価を適切に処遇に反映させる人事体系の再構築などについても外部専門家（コンサルティングファーム等）の支援も得ながら検討する必要があると考えている。同ワーキンググループでは本学における人事制度全般の改善改革を推進すべく鋭意検討を進めている。</p>	50%	令和7年度中に職員を対象とした人事制度改革全般の方向性を定める。また、同時並行的にこれまで実施してきた諸施策の検証等を行うとともに、人事制度全般の改善改革についての検討を深化させる。	60%
(28c)	コンプライアンス研修の悉皆研修化		コンプライアンス事務局	「不適正・不正を起こさないための危機管理とコンプライアンス・内部統制の強化」に関する研修を令和6年11月8日に役員及び幹部を対象として対面にて実施した。その時の動画をオンデマンド方式で全教職員が視聴できるように配信した。	100%	未視聴者には視聴するよう引き続き促し、役教職員の理解を深めていきたい。	100%
			総務部 人事部 総合企画室	<p>組織風土改革やコンプライアンス意識の向上等を図るために、職員を統制する本部部室局長等及び学部事務四役等（事務局長、事務局次長、事務長、経理長）にその必要性を理解してもらい、中心となって推進してもらうために日本大学改善改革会議の構成員による「組織風土改革に向けたコンプライアンス等に関する説明会」を開催した。</p> <p>説明会は、対象者約120名を2グループに分け、1グループ目は令和6年6月24日に開催し、2グループ目は令和6年7月29日に開催した。</p> <p>説明会の内容は、改善改革会議構成員3名による講演（「なぜ不祥事の発覚が続くのか」、「組織風土改革に向けて」、「内部統制システムの整備について」）の後、参加者を10名程度のグループに分け、それぞれのグループにファシリテーターとして、改善改革会議構成員を割り当て、意見交換（グループ討議）を行った。開催後のアンケートでは、「組織風土改革、内部統制の必要性について、改めて確認できた」、「本部・部科校間での意見交換は有意義であった」、「部科校との本部のギャップを埋めるためにもこのような機会が必要」などの意見が寄せられており、組織風土改革に向けた一助となった。</p>	100%	今後も、コンプライアンスに特化した悉皆研修を実施するとともに、様々な研修会・説明会等の機会も活用してコンプライアンス意識の浸透を図っていく。	100%
(29)	教職員に対する詳細な懲戒規程の設定		人事部	<p>原案が令和6年5月10日開催の理事会で承認され、各部科校の労働者代表の意見聴取に係る説明会を実施した。令和6年7月5日の理事会において、労働者代表の意見聴取結果を報告し、同月26日に制定された。また、処分の量定については、ガイドラインを作成し、令和6年9月3日の常務理事会にて承認された。今後、運用していく中で規程等の内容に意見が出てきた場合は、その内容を記録し、適宜精査する。</p>	100%	寄せられた意見等を精査をした上で適宜修正等を加える。	100%
(30a)	モニタリングとそれに伴う改善プロセスの強化		内部統制事務局	<p>令和7年4月の改正私立学校法施行に向け、内部統制システム構築（モニタリングを含む）に関する検討を進めるに際し、改善改革会議において、全学内部統制委員会を設置しシステム整備を先導すること、内部監査を指揮している外部公認会計士の指揮・指導の下で具体的検討を進めること、本部部室局・各部科校等においては事務長等が第2ラインの役割を担うこと、各部署において業務記述書作成・リスク把握を進めることなどの方向性を決定した。また、内部統制部署については、令和6年5月21日開催の常務理事会において内部統制事務局を令和6年7月に新設することが承認され、令和6年6月7日開催の理事会において内部統制事務局規程を制定した。これにより、令和6年7月1日付で内部統制事務局が設置された。</p> <p>内部統制システム構築の一環として、「学校法人日本大学における内部統制システム整備の基本方針」を令和6年10月11日開催の理事会において決定し、役教職員に対し周知した。</p> <p>また、外部の公認会計士による示唆を受け、コンプライアンス違反を起こさせない仕組みや重要なリスクを二度と発生させない内部統制手続きの強化を主眼とし内部統制関連規程案の検討を進め、改善改革会議における協議内容を踏まえた「学校法人日本大学内部統制規程」が令和7年2月7日開催の理事会で決定し施行した。併せて、「学校法人日本大学内部統制システム運用マニュアル」を作成し、令和7年3月7日開催の内部統制に関する研修を通じて全ての役教職員に対し具体的な取組内容等についての周知を図った。</p> <p>内部統制規程及びマニュアルにおいて本部部室局を第2ラインと位置づけるとともに、特に、日常的モニタリングについては「日常的モニタリング実施状況確認票」を用いて取り組むこととし、内部統制システム推進単位（本部部室局、部科校等）ごとに課単位で実施し所属の事務局次長あるいは事務長が確認の上で内部統制推進責任者（本部部室局長、部科校等の長）に報告する体制を採っている。</p> <p>内部統制システム推進単位ごとに設定した確認事項は、外部の公認会計士による確認を受けた上で、令和7年6月24日開催の内部統制委員会及び各学部長等で構成する推進単位運用部会において報告して全学的な共有を図った。</p>	90%	<p>日常的モニタリングについては、内部統制システム推進単位ごとに内部統制推進責任者の下で確認を行い、実施状況を年2回（10月、2月）内部統制事務局に報告いただくこととしている。報告された日常的モニタリング実施状況を内部統制委員会及び推進単位運用部会に報告することを予定している。日常的モニタリングの実施内容を精査し、継続的改善に向けた示唆を行うことにより、内部統制システムの更なる強化に繋げていくこととしている。</p> <p>モニタリングは、本部部室局及び部科校等における各業務に係る自己点検、相互牽制、承認手続等により行う日常的モニタリングと監事監査及び内部監査により行う独立的評価により実施して、モニタリング結果を理事長等が業務に適切に反映させ内部統制システムの継続的な見直しを図ることにより、改善プロセスの強化を行うこととしている。</p> <p>なお、改善改革推進会議において、内部統制システムの整備・運用状況についてのモニタリングを受け、継続的改善に繋げることとしている。</p>	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
(30b)	内部統制監査部署を本部内に設置		内部統制事務局	<p>内部統制部署については、改善改革会議において新設の方向性が決定し、内部統制事務局を令和6年7月に新設することが令和6年5月21日開催の常務理事会において承認され、令和6年6月7日開催の理事会において内部統制事務局規程を制定した。これにより、令和6年7月1日付で内部統制事務局が設置された。</p> <p>令和6年7月23日開催の常務理事会において内部統制システム構築に向けた基本的な考え方が了承された。それに基づき、第2ラインとなる法人本部内で「リスク抽出アンケート」を実施するなどしてリスク抽出を行った結果をもとにリスクコントロールマトリクス（RCM）を作成した。令和6年11月に開催されたコンプライアンス研修において、同RCMの内コンプライアンスに係る重要リスクと分類した事案を示し、リスク発生の抑制等の対策を促した。</p> <p>内部統制事務局においては、上記のリスク管理の在り方やキャンパスが部科校等ごとに分散しそれぞれに教育組織や事務組織が存在している状況下でいかにして実効性ある内部統制システムを構築していくかが課題であると捉え、学内連携体制の確立を目指し、内部統制関連規程案及び内部統制体制図案の制定に向けて検討し、「学校法人日本大学内部統制規程」を施行するに至った。</p> <p>令和7年3月以降、各内部統制システム推進単位（本部部室局、部科校等）に対して日常的モニタリングの実施を促した。リスク管理については、上述したRCMの内、コンプライアンスに関するリスクかつ重要であると評価されたリスクを重要リスクRCMとして作成し令和7年4月4日開催の理事会において報告することで役員等のリスク感度を高め更なる改善改革に向けた気運を醸成した。さらに、業務執行理事及び副学長の所掌する業務ごとに業務プロセス運用部会を設置して重要リスクRCMを見直すことに加え「コンプライアンス」と「業務の有効性・効率性」を対象として新たなリスク抽出等を行いRCMを作成した。なお、RCMの内容については、外部の公認会計士による確認を受けながら精査している。</p>	100%	<p>業務プロセス運用部会ごとに作成したRCMからリスクが高いリスク事象を抽出した重要リスクRCMを作成し、令和7年10月開催の内部統制委員会に諮り、理事会において報告することとしている。同重要リスクRCMの内、リスク対策を強化することが必要であると判断されたリスク事象に係るリスク低減策の検討及び実施に繋げていくこととしている。その上でRCMに記載したリスク対策を各業務プロセス運用部会と各内部統制システム推進単位（本部部室局、部科校等）がリスクが顕在化（再発）したか否かなど日常的モニタリングの運用確認をもとにリスク対策の評価を行い、年度末に推進単位運用部会に報告するとともに、リスク対策の評価内容を踏まえ次年度のリスク管理を行うこととしている。</p> <p>リスク管理などの取組みを組織的かつ体系的に行うことを通じて、内部統制システムのPDCAを循環させて継続的改善を行い、内部統制を強化していく。</p>	100%
(31)	コンプライアンス（内部統制を含む）担当部署の設置及びコンプライアンス担当の役員の配置を検討	<p>新設する内部統制監査部署と既存の関係部署（監事、人事、コンプライアンス、法務、監査、会計監査人等）との連携や役割分担の明確化。</p> <p>着実な（可能なものは前倒しでの）検討・実施を進めていただきたい。</p>	内部統制事務局	<p>令和6年1月1日付けでコンプライアンス担当の常務理事を任命し、また、令和6年6月1日付けで内部統制担当の常務理事を任命（担当の追加）した。</p> <p>内部統制部署については、改善改革会議において新設の方向性が決定したことを受け、内部統制事務局内部統制課を令和6年7月に新設することを令和6年5月21日開催の常務理事会において決定し、令和6年7月1日付で同部署が設置された。</p> <p>令和7年4月1日施行の改正私立学校法に対応するため、「学校法人日本大学における内部統制システム整備の基本方針」を令和6年10月11日開催の理事会において決定し、役教職員に対し周知した。同基本方針では、本学に係る喫緊の課題を踏まえ、特にコンプライアンスに関するリスクについてリスク評価を行いリスク管理体制を強化することとした。</p> <p>内部統制事務局内部統制課において内部統制システムの整備・運用を指揮・監督するとともに本部部室局・各部科校等における第2ラインの役割を担うこと、また、コンプライアンス事務局内部監査課は第3ラインの役割を担うこと、さらには、監事・会計監査人は三様監査の一翼を担うなど、それぞれの役割を明確にし連携を図るよう検討している。なお、三様監査の確立に向けた協議の場を目的として設置された「三様監査協議会」に内部統制事務局も参画し、連携強化を図ることとしている。</p> <p>令和7年2月7日に制定・施行した「学校法人日本大学内部統制規程」では、「事業活動に係る法令等の遵守の促進」を内部統制の目的の第一義として位置づけ、また、内部統制の基本的要素の内の一つである統制環境の定義に「内部統制の目的を達成しようという本学全体の雰囲気・コンプライアンスをはじめとした環境整備」という内容を入れるなど、コンプライアンスの遵守を明確に謳った。令和7年3月7日に開催した内部統制に関する研修の際にも、コンプライアンスは内部統制の最重要事項であることを周知した。</p> <p>また、内部統制規程に基づき、社会から信頼される組織運営を実現するため、コンプライアンスの徹底並びに業務の有効性及び効率性の向上を喫緊の課題として取り組むこと、さらに、調達業務の適正性及び有効性の向上に注力することを掲げ、具体的な方策を推進することとした「令和7年度内部統制システムの整備・運用に関する基本計画」を定め、令和7年4月4日開催の理事会で報告した上で内部統制関連組織を通じて学内に周知した。</p> <p>加えて、内部統制に関する理解促進のためのリーフレットの制作や部科校等における取組状況を共有し自組織のあり方を振り返り実効性ある内部統制システムの運用に繋げることを目的とした研修開催に向けて検討を進めている。</p>	100%	<p>各内部統制システム推進単位において行う日常的モニタリングと各業務プロセス運用部会を中心に行うリスク管理を通じて、コンプライアンスの徹底を図っていく。</p> <p>さらに、コンプライアンスの遵守や学内組織の連携体制・役割分担など内部統制に係る理解促進のためのリーフレットを配布し意識を醸成すること、また、各業務プロセス運用部会のあり方を振り返るとともにリスク対策等について共有する研修（令和7年11月）及び各内部統制システム推進単位による取組内容を共有し自組織のあり方を考える機会とする研修（令和7年12月）を開催することで実効性ある内部統制システムの整備・運用に繋げることを予定している。</p> <p>これらの取組みを通じて、コンプライアンスの徹底や健全な組織風土を醸成し、内部統制システムのPDCAを循環させて継続的改善を行っていく。</p>	100%
(32a)	理事長・学長を直接補佐・支援する部署の設置	<p>個々の分野の専門家・実務家以外に、学校法人や大学の運営全体に対して日常的・俯瞰的に支援・助言できる人材の配置についての検討。</p> <p>改善計画で計画されている補佐・支援体制で、今回生じた理事長等の判断誤りを防止できるかという観点からの検討・対応。</p> <p>現在、総務部職員の兼務者が中心になっている体制に対して、専任職員の配置を含めた、今後のサポート機能の充実・継続のための具体的計画の検討。また、これに対する理事長、学長の働きかけの状況。</p> <p>着実な（可能なものは前倒しでの）検討・実施を進めていただきたい。</p>	総合企画室	<p>組織体制が整備されるまでの緊急対応として、令和6年1月1日付けで、総務部次長を理事長サポートスタッフ（兼務）に、総合企画室次長を学長サポートスタッフ（兼務）に人事発令。両サポートスタッフに加え、総務部長・総合企画室長の4名のうちの最低1名は、理事長・学長が出席する会議等に出席し、情報の共有を図った。</p> <p>組織体制としては、令和6年4月1日付けで、総合企画室に理事長学長サポート課を新設するとともに、専任の理事長・学長サポートスタッフとして職員を配置した。また、理事長の非常勤サポートスタッフとして、弁護士、元新聞社勤務、元理事（2名）の4名を配置し、兼務の学長サポートスタッフとして教員も配置した。加えて、理事長は4名の常務理事が、学長は3名の副学長が中心となりサポートする。なお、法務面については篠塚常務理事と常に連携、危機管理広報面では(51)に記載の広報部危機管理広報専任担当者と共に連携する。</p> <p>理事長・学長のそれぞれのサポートスタッフ職員は、原則として、理事長・学長が出席する会議・打合せ等に必ず出席し、理事長・学長に伝えられる情報を一元管理するとともに、必要に応じ本部部室局との調整も行っている。これにより、理事長・学長の適切な判断の一助となっている。また、理事長の非常勤サポートスタッフとは、随時連絡をとるとともに、月2回程度の全体ミーティングを行っており、理事長の施策検討に当たって、それぞれの専門分野から適切なアドバイスをいただいている。</p> <p>なお、令和7年度も非常勤の理事長サポートスタッフ体制を維持するとともに、兼務の学長サポートスタッフを増員し、体制の充実を図った。</p>	100%	<p>専任の理事長・学長サポートスタッフの会議・打合せ等への出席を継続し、適切な判断に資するサポート体制を維持するとともに、必要に応じ、兼務及び非常勤サポートスタッフの充実も検討する。</p>	100%
(32b)	理事長を補佐するために理事長推薦理事を置いたことの再認識		総合企画室	<p>令和6年1月1日付けで理事1名を、1月13日付けで理事1名を新たに任命し、併せて同日付けで両名を常務理事に任命。</p>	100%	<p>常務理事が理事長を補佐する体制を継続していく。</p>	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
8 私学法改正により強化された監事機能及び内部統制の実現							
(33a)	重要な意思決定がなされる場合への監事が必ず同席する仕組みの構築		監事監査事務局	従前より(令和4年6月以降)、監事が重要と判断した会議には当該領域の担当監事が出席しているが、令和6年1月以降は、対象とする会議及び回数等を従前以上に拡大し、財務、管財、付属病院等に関する管理系の主要な会議、学務、研究等に関する教学系の主要な委員会等に出席しており、重要な意思決定に係る会議体には監事全員が出席している。さらに、4月以降は日本大学危機管理委員会及び競技スポーツ運営委員会にて監事が委員となり、監事の担当領域等に応じて分担している。 また、令和6年12月以降、法人の意思決定には関わらないものの重要案件の定例報告会である事務局長会議に監事1名以上が毎回出席し、学部事務組織の意見・意向や現場の実情を監査の一環として注視している。 なお、監事全員が重要な意思決定に係る会議体に出席することについては、学校法人日本大学役員規程の改正が令和6年5月10日開催の理事会にて審議決定されている。	100%	今後も、引き続き、法令及び規程に従い、監事全員が重要な意思決定に係る会議体に出席し、実状を現認の上、必要な意見表明を行う。	100%
(33b)	内部通報及び内部監査との定例の報告・協議・対応決定のさらなる充実		監事監査事務局	令和6年1月以降、所管部署との連携協力を更に密にし、より積極的に注視している。 毎月1回、所管部署から内部通報の月例報告を受けて意識共有を図っている。また、前年度に引き続き、令和7年2月上旬には令和6年度内部監査結果の概要報告を受け、対応の方途について協議したほか、3月下旬には令和7年度の内部監査テーマについて意見交換を行い、5月初旬には令和7年度の内部監査計画について説明を受けている。 なお、内部監査において懸案事項が確認された場合は、都度、報告・共有を受け、対応を協議している。	100%	今後も、所管部署との連携協力を密にし、充実を図っていく。	100%
(33c)	監事監査事務局の人員の増強		人事部	即戦力となる学外専門人材を積極的に活用し、臨機応変な対応力を強化するため、嘱託や派遣職員、または業務委託等によって体制の充実を図るべく、必要な予算を計上し、受入体制を整えている。	100%	監事監査事務局と連携の上、必要に応じて対応する。	100%
(33d)	会計監査人との定例協議のさらなる深化		監事監査事務局	令和5年11月以降、三様監査の確立に向けた協議の場を設けている。令和6年度においても前年度から継続して監事、内部監査人及び独立監査人による「三様監査協議会」を開催しており、新たに設置された内部統制事務局も出席している。 令和6年度の協議会は、令和6年12月4日と令和7年3月11日に開催し、各監査の状況について相互に報告し、協議を行った。 令和6年度において新規独立監査人が選定された後、10月22日に同監査人と面談し、今後の連携方針について協議した。11月26日には同年8月、9月に実施した予備調査の結果報告を受け、意見交換を行った。 監事は、改正私立学校法第84条に基づき、令和7年度の会計監査人を選定するため、令和7年1月より、候補者の選出、評価方法の検討等、関係部署を主導して進めた。候補者となる監査法人と2月以降、複数回の面会を行い、資料提出の要請、質問書の送付とヒアリング、回答書の受領と検証、関係部署による評価の入手等、総合的に判断し、令和7年6月の定時評議員会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定した。 また、監事は、会計監査人選任後の委任契約に際して、改正私立学校法第87条及び寄附行為第65条第2項に基づき報酬等の適正性を確認し、監事全員が同意した。	100%	今後は、会計監査人による会計監査の年度進行を踏まえて定期的な報告を求め、都度、監査状況を確認することとしており、会計監査人との連携をさらに深化させ信頼関係を確立した上で、三様監査体制の充実を図っていく。	100%
(33e)	刷新された幅広い知見を有する学外理事、学内の情勢に精通した学内理事と監事との情報交換・連携の深化		監事監査事務局	理事と監事との意見交換の機会をより多く設けることを目途とする「理事・監事交流会」をこれまで9回(令和6年3月8日、4月5日、6月7日、9月6日、10月11日、12月6日、令和7年2月7日、5月9日、7月4日)開催している。開催当初、参加する理事及び顧問は毎回10名以下であったが、次第に各位の関心は高まっており、現状では10名以上が参加している。 監事は、毎回テーマを定めて開催を案内しており、これまでのテーマは、①日本大学の実情と課題(学外理事向け)、②監事監査のあらまし、③本学における財務の現状、④令和5年度監事監査結果及び監事所見、⑤私立学校法改正の要点、⑥学校法人の将来計画と内部統制システム構築の要点、となっている。 また、通算第7回、第8回、第9回では、学外理事から、⑦大学が育成すべき人材像、⑧本学の将来構想に向けたアプローチ、⑨本学の総合力を生かすコンソーシアム、の各テーマに関する諸課題が提起され、ディスカッションを行った。 課題もある。理事が一堂に会する日は、月に一度の理事会であり、交流会も理事会終了後に開催している。理事会が長時間となり交流会が夕刻となった場合は開催時間に制約が生じ、参加者数にも影響しているものと思料される。	100%	理事及び顧問との定期的な交流会は今後も継続することとしており、毎週開催する「監事会議」において企画を検討している。	100%
9 ガバナンス体制を再構築するための今後の方策							
(34)	第三者委員会答申検討会議の改組による外部理事を含めた組織の設置		総務部	令和6年1月9日付けで、第三者委員会答申検討会議のメンバーに、競技スポーツ担当副学長及び企業ガバナンス・法務に精通した理事3名を追加した「日本大学改善改革会議」を、改善計画の確実な実行について監視及び助言を行うことを目的として設置。同会議は令和7年3月までに32回討議を重ね、同年同月28日には大学ホームページにおいて活動報告を掲載し、併せて発展的に解消することとした。後継組織は、「日本大学改善改革推進会議」となり、今後は、これまでの取組を発展的に継続することに加え日本大学再生会議(解散済)におけるモニタリング機能を一部引き継ぐこととしている。 令和7年5月21日開催の改善改革推進会議において、今後の同会議の検討事項を議論し確認した。	100%	当初の検討事項のほか、緊急のガバナンス対応事項については逐次検討内容とする。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
第7 役員の選解任制度の再構築並びに懲戒処分規程の整備							
1 理事長及び学長の選考と業績評価							
(35)	評価実施に係る適切な情報共有の仕組みの見直し		総務部	寄附行為等改正検討委員会において、理事長評価及び理事長選考委員会についても検討を重ねている。同委員会における分析の結果、現行の理事長の選考方式が改正私学法の趣旨に合致しないことなどについて確認した上で、新たに理事長推薦委員会による評価を行う方向で検討を進め、令和7年3月7日の理事会において、学校法人日本大学理事長推薦規則を改正(令和7年4月1日施行)し、検討事項を反映した理事長推薦委員会を規定した。さらに、同年5月23日開催の臨時理事会において同委員会委員の選任を行った。同委員は、構成員7名のうち5名が学外者であるが、その内2名が学外理事のため、日々の理事会運営等把握可能である。その他3名には、適宜情報提供することとした。	100%	情報提供状況については検証を行い、逐次確認することとしている。	100%
(36)	理事長、学長の選考手続き及び評価方法についての再検討	理事長、学長の選考手続きと評価方法等の再検討はいつ、どのような会議体で行うのか。また、どのような方向性で行うのか。	総務部	理事長の選考手続き及び業績評価は、寄附行為等改正検討委員会において、私学法改正を踏まえた理事の選任、理事長の選定に加え、評価に当たっても透明性及び公正性を担保するよう理事長推薦委員会の在り方について検討をした。これを基に令和7年3月7日の理事会において、学校法人日本大学理事長推薦規則を改正(令和7年4月1日施行)し、当該規程において、当該検討事項を反映した理事長推薦委員会を規定した。委員は、同年5月23日開催の臨時理事会において委員を選定し、同年6月12日に第1回委員会を開催、今後の選考スケジュールを検討するとともに令和7年度の理事長評価についても検討した。	100%	理事長推薦委員会において、令和8年の定時評議員会（令和8年6月）までの間に学内外の多様な人材から求められる人物を時間をかけて選定し推薦する。	100%
				学長の評価方法について、令和6年10月及び11月開催の日本大学改善改革会議及び執行部ミーティングにおいて再検討し、学長評価報告書の作成に当たっては、令和4年度評価時に倣い、学長候補者推薦委員会内にWGを組織し、さらにメンバーに学外理事及び学外評議員を含める方向とすることとした。選考及び評価に当たっては、学長候補者推薦委員会が行っているため、学長評価制度の見直しとともに当該委員会の在り方について令和7年5月12日付けで日本大学改善改革会議の後継組織である日本大学改善改革推進会議に諮問され、以降同会議で検討を進めている。	79%	令和6年度の業績評価は、学長候補者推薦委員会による学長への面談を実施し、適切に実施したことを踏まえ、令和7年度以降の当該委員会の在り方について、日本大学改善改革推進会議において、今年度中に検討・答申の上、理事会等で決定する。	100%
2 選解任制度の見直し							
(37)	理事長・学長について客観的に必要とされる能力・経験等の要件につき、各候補者について評価を実施し、その過程や議論の内容を確認する、合理的なプロセスの構築		総務部	理事長に加えて、学長についても求められる人物像を理事会で決定した後に具体的な選考プロセスに進むこととする。なお、現学長（令和6年4月1日就任）の選出においては、理事会での所信表明を実施した。また、理事長の選任方法については、理事長推薦委員会(令和7年5月23日選任)において私学法改正を踏まえた理事の選任、理事長の選定に加え、評価に当たっても透明性及び公正性を担保するよう理事長推薦委員会の在り方について検討を進めている。6月12日に第1回委員会を開催し、選定プロセスの検討を開始している。また、「求められる理事長像」については、改善改革推進会議とともに案を作成の上、理事会で諮ることとしている。次期学長の選考手続きに関して、現在の学長候補者推薦委員会の在り方について改善改革推進会議で検討を行っている。	100%	令和6年度内に理事長選出規則並びに学長選出規則、理事会及び理事の職務・所掌の範囲及び権限に関する規程を改正しており、これらを踏まえ理事長・学長それぞれの選出に当たって必要とされる能力・経験等の要件を検討する。	100%
(38a)	副学長の選考過程の透明性、客観性の確保	学長改選に伴い副学長の選任が行われると承知しているが、適任者をどのように選出していくのか。	総務部	次期副学長の選任に先立ち、「求められる副学長像」を令和6年3月8日開催の理事会において決定した。また、今後に向けて、教育職組織規程の改正又は内規等の制定を検討する。今般の副学長選任に当たっては、選考過程の透明性、客観性を確保することができた。令和7年4月4日開催の理事会において日本大学教育職組織規程を改正し解任規定を追加した。また、同年3月19日開催の臨時理事会において改正された寄附行為施行規則において理事の適格要件を規定している	100%	現学長が指名し選任した際、透明性・客観性を確保できたことの検証するとともに、今後は副学長を理事に選任する際は、理事選任機関である評議員会の決議が必要となるため、適格性等のさらなる確保が期待できる。	100%
(38b)	副学長の適格性の確認を強化し、備えるべき資質、能力・経験、倫理観の明確化		総務部				
(39a)	常務理事選考過程の透明性、客観性を確保		総務部	改正私立学校法に基づく変更後の寄附行為に基づき、令和7年4月4日開催の理事会において業務執行理事（学長及び副学長理事を含む）を改めて選定した。理事として備えるべき資質等適格要件については、(38b)と同じ。	100%	改正された「学校法人日本大学役員規程」及び「理事会及び理事の職務・所掌の範囲及び権限に関する規程」の検証を行う。	100%
(39b)	常務理事の選出基準における適格性の確認の強化						
(39c)	常務理事の備えるべき資質、能力・経験及び倫理観の明確化						
(40)	職務上の義務違反等が認められる場合の学長・副学長の地位に関する手続きを定める規程等の必要性の再検討		総務部	令和7年4月4日開催の理事会において日本大学教育職組織規程を改正し解任規定を追加した。併せて令和7年3月19日開催の臨時理事会において改正された寄附行為施行規則においては、理事である学長あるいは副学長が理事の職を失った場合、学長又は副学長の職を辞任しなければならない旨、規定された。	100%	解任に至る事例が発生していないため検証はできていない。	100%
(41)	役員の職務の一時停止に関する規程の制定		総務部	役員規程を一部改正し、職務の一時停止措置を規定。令和6年5月22日開催の評議員会での意見聴取を経て、6月7日の理事会において承認された。令和6年12月現在、本規定の適用はない。	100%	寄附行為の変更に伴い、役員規程の見直しを行うが、当該規定については継続する。	100%
3 役員の懲戒処分に関する規程の整備							
(42)	役員の懲戒処分に係る、処分事由、処分の種類及び手続きについての規程化		総務部	役員規程を一部改正し、役員の処分に関わる規定を追加、令和6年5月22日開催の評議員会での意見聴取を経て、6月7日の理事会において承認された。令和6年12月現在、本規定の適用はない。	100%	寄附行為の変更に伴い、役員規程の見直しを行うが、当該規定については継続する。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
第8 危機管理体制の再構築							
1 危機管理委員会の機能強化							
(43)	危機管理委員会の定例的な開催		総務部	改正危機管理規程を令和6年4月1日付けで施行。当該規程に本事項を規定済。月2回の頻度での開催の実施(休会を含む)は令和5年11月から開始している。定例的な開催を実施したことにより、危機管理委員会委員への情報共有の確実性が向上している。	100%	危機管理委員会を定例的に開催して、リスク情報全般にわたる情報共有を行っている。危機管理委員会では、外部委員や危機管理学部教員が委員となり、大規模災害対策としても、事業継続計画策定や災害協定締結に係る協議等を実施するなど、危機管理事項全般についての対応を行っている。	100%
(44)	危機管理委員会によるインシデント情報及び対応結果等の定期的な理事会及び監事への報告		総務部	改正危機管理規程を令和6年4月1日付けで施行。当該規程に本事項を規定済。理事会及び監事への報告は、令和6年3月から開始している。理事会及び監事への報告は、理事及び監事への情報共有の確実性が向上している。	100%	理事会及び監事への報告は、理事及び監事への情報共有に有効であり、理事会及び監事への報告は継続して実施しているところである。	100%
(45a)	危機管理委員会構成員等学内外から最適な人材の選任		総務部	改正危機管理規程を令和6年4月1日付けで施行。当該規程に本事項を規定済。当該規程にて新たに規定された構成員で令和6年度第1回危機管理委員会を4月11日に開催した。各種事案において、学外委員の知見が広く有効活用されている。	100%	危機管理委員会の報告事案では、医療関連等専門知識を必要とする事案もあり、各種事案において、学外委員の知見が広く有効活用されており、危機管理委員会では引き続き学外委員を委嘱し対応していく。	100%
(45b)	危機管理委員会の2週間に1回の定例的な会議の開催及び重要なインシデント情報を入手した場合における対策会議の即開催		総務部	改正危機管理規程を令和6年4月1日付けで施行。当該規程に本事項を規定済。月2回の頻度での開催の実施(休会を含む)は令和5年11月から開始している。対策会議設置に関しては当該規程に基づき適切に行われていく。報告された各種事案に関し、必要に応じて専門部会による対策会議を実施できる状況となっている。	100%	報告された各種事案に関し、必要に応じて専門部会による対策会議を実施しており、対策会議等の設置に関しては、危機管理規程に基づき適切に行われている。	100%
(45c)	総務部安全管理課と広報部広報課による危機管理委員会事務局の設置		総務部/広報部	危機管理規程第22条に、「危機管理に関する事務は本部においては総務部及び広報部」と規定されている。危機管理委員会事務局も危機管理に関する事務に内包されるものと判断し、対応済みとする。事務局が有効に機能した対応を行っている。	100%	危機管理規程に定める事務局においては、危機管理規程及び危機管理マニュアル等に基づいた適切な対応が実施されている。また、月2回開催の危機管理委員会には広報部長が委員として、危機管理広報専任担当者2名が幹事として出席している。	100%
(46)	学内外のインシデント情報は、全て危機管理委員会事務局が窓口となって収集し、危機管理委員会において検討される体制である旨を学内に周知		総務部	危機体制(規程及びマニュアルの内容)を周知するための全学的な危機管理講習会を実施。令和5年度は3月13日より、また令和6年度は12月3日よりオンデマンド方式にて実施した。危機管理講習会は、毎年度実施する予定であり、教職員に幅広く周知されている結果となっている。	100%	危機管理講習会は、危機管理委員会の役割等についての内容についても周知しているところであり、教職員に幅広く周知されており、継続して実施していく。	100%
(47)	危機管理マニュアルにおいては、インシデント情報について所属上長経由のほか、総務部安全管理課に直接報告する経路についても定めている旨を改めて周知		総務部	危機体制(規程及びマニュアルの内容)を周知するための全学的な危機管理講習会を実施。令和5年度は3月13日より、また令和6年度は12月3日よりオンデマンド方式にて実施した。危機管理講習会は、毎年度実施する予定であり、教職員に幅広く周知されている結果となっている。	100%	危機管理講習会は、報告体制の内容についても周知しているところであり、教職員に幅広く周知されており、継続して実施していく。	100%
2 インシデント発生時における危機管理委員会の対応							
(48a)	法人に対し特に重大な影響を与える事象を認識した場合は、直ちに危機対策本部の設置を理事長に要請		総務部	改正危機管理規程を令和6年4月1日付けで施行。当該規程に本事項を規定済。危機管理委員会における情報共有が確実なものとなった。法人に対し特に重大な影響を与える事象を認識した場合は、直ちに危機対策本部の設置を理事長に要請できる状況となった。	100%	法人に対し特に重大な影響を与える事象を認識した場合は、直ちに危機対策本部の設置を理事長に要請できる状況となっており、危機対策本部設置に関しては、危機管理規程に基づいて適切に行われていく。	100%
(48b)	危機対策本部の設置までには至らないが重要な影響を与える事象と判断した場合は、直ちに専門部会を設置		総務部	改正危機管理規程を令和6年4月1日付けで施行。当該規程に本事項を規定済。規程上報告された各種事案に関し、必要に応じて専門部会を設置して対応できる状況となった。令和6年度内に専門部会を設置して対応する事案も実際に発生し適切に対応しており、迅速な対応ができていく。	100%	専門部会を設置して対応する事案も実際に発生しており、適切に対応しているところである。専門部会設置に関しては危機管理規程に基づいて適切に行われていく。	100%
(48c)	迅速な対応が求められ、危機対策本部の設置を待つ時間的な余裕がない場合は、理事長に通知をして、必要な対応策を関係部署に指示		総務部	改正危機管理規程を令和6年4月1日付けで施行。当該規程に本事項を規定済。対策会議設置に関しては当該規程に基づき適切に行われていくこととなった。危機管理委員会における情報共有が確実なものとなっており、迅速な対応が求められる場合は、理事長に通知をして必要な対応策を関係部署に指示できる環境にある。	100%	危機管理委員会における情報共有は、危機管理規程に基づき適切に行われており、迅速な対応が求められる場合は、危機管理規程に基づいて、理事長に通知をして必要な対応策を関係部署に指示できることとなっている。	100%
(48d)	上記に該当しない場合においても、危機管理委員会が必要と認めた勧告の実施		総務部	改正危機管理規程を令和6年4月1日付けで施行。当該規程に本事項を規定済。危機管理委員会における情報共有が確実なものとなった。危機管理委員会が必要と認めた勧告が実施できる状況となっている。	100%	危機管理規程に基づき、危機管理委員会が必要と認めた勧告が実施できることとなっている。危機管理委員会の役割に関しては、危機管理規程に基づき適切に行われていく。	100%
3 危機管理規程等に関する全学的な理解の促進							
(49)	危機管理規程等に関する役員及び教職員に対する研修会の定期的な開催		総務部	危機管理講習会は役員も対象としており、毎年度実施していく計画である。令和5年度・令和6年度に危機管理講習会を実施した。危機管理規程等に関する役員及び教職員に対する危機管理講習会での内容は、役員及び教職員に広く周知された結果となっている。	100%	危機管理規程等に関する役員及び教職員に対する危機管理講習会は、引き続き継続して実施していく。	100%
(50)	危機管理マニュアルに定める報告経路についての周知		総務部	危機体制(規程及びマニュアルの内容)を周知するための全学的な危機管理講習会を実施。令和5年度は3月13日より、また令和6年度は12月3日よりオンデマンド方式にて実施した。危機管理講習会は、毎年度実施する予定であり、教職員に幅広く周知されている結果となっている。	100%	危機管理講習会は、教職員に幅広く周知されている結果となっており、毎年度実施する予定で、継続して実施していく。	100%
4 危機管理広報専任担当者の設置							
(51)	広報部に危機管理広報専任担当者を設置	危機管理広報専任担当者には、どのような知識・経験を求めるのか。誰の指揮命令下に置かれるのか。	広報部	令和6年3月1日付けの人事異動により危機管理広報専任担当者（広報部特命課長・課長補佐<危機管理広報担当>）が決定し、就任した。4月に改正された危機管理規程の第21条第2項で「広報部に危機管理広報専任担当者を置き、危機管理広報専門機関又は専門家と連携して、報道機関対応を含む危機管理広報対応を行う。」とした。危機管理広報専任担当者は、広報部長の指揮命令下において、適切な情報開示と説明責任を果たすための実務上のリーダーとしての役割を果たす。危機管理広報専任担当者に求める知識・経験は「危機発生時における報道機関への広報対応」に関する知識・経験である。主に①危機発生時における、総務部安全管理課、部科校等所管部署、本部所管部署との連携②危機関連情報の収集。被害状況、緊急性・重大性の程度、発生原因などの整理③報道機関向けのコメント及び想定問答等の作成④緊急記者会見の実施に関する知識・経験が挙げられる。必要に応じて、危機管理広報に精通している弁護士や報道機関に関する知見を有する専門家による判断を仰ぐことができるように体制を整備した。	100%	危機発生時またはその恐れがある場合、所管部署と連携して関連情報を収集し、報道機関向けのコメント及び想定問答の作成を行っている。また、平時より報道機関に関する知見を有する専門家に参考意見を求める機会を作り、加えて、コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関と随時連絡を取り、情報共有、対応に関する相談及び報告を行っている。	100%
5 危機管理委員会事務局に対する権限の付与							
(52)	事務局に対して、詳細なインシデント情報を求める権限を付与		総務部	当該事項を規程で定め、実施している。	100%	継続して実施する。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
第9 競技スポーツの管理体制の再構築～違法薬物の使用等の再発を防止							
(53)	競技スポーツの管理体制の見直し		競技スポーツセンター事務局	<p>競技スポーツにおけるガバナンスを明確化し、競技部学生の競技環境の整備と学修支援並びに医学研究拠点の形成を目的に、令和6年4月1日付けで日本大学競技スポーツセンターを設置した。そのうち次の事項を具体化する。</p> <p>①修学状況の把握と可視化 DX化により競技部学生の学修状況を入学時から継続的に把握できる競技部独自のシステムを本学教学推進オフィスの協力のもと構築している。その過程において部長・副部長と監督・コーチ向け説明会を実施し、学修指導等への活用について共有及び意見交換を行った。同システムの導入により、競技部学生の所属学部での修得単位数、GPA等だけでなく、面談記録、傷病記録等までが確認できることから、ひとり一人の学生の特性をもとに支援することが可能となる。この「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」は令和7年6月に試験運用を開始しており、令和7年度中の本格運用を目指す。</p> <p>②入学試験の検証と改革 令和7年度（令和6年度実施）学校推薦型選抜（日本大学競技部・トップアスリート）用の実施要項に競技実績に基づく推薦要件（全学部共通）、学部が定める評価方法を明記しアドミッションポリシーに基づき合格判定をする。同時にシステムにおいてもインターネット出願に変更し、志願者が出願から合否案内、入学手続まで全て本人及び保護者（学資支弁者）のみが行える仕組みとなり、他者の介入を防ぐことに繋げた。</p> <p>③アセスメントの策定 ①から⑦等に示した各施策の企画、実行を進め、アセスメントに繋げる。</p> <p>④地域貢献活動・社会貢献活動の推進 これまでも各競技部で実施していたが、今後開催の取り組みはセンターに実施要項等を提出することとした。令和6年度からこれらを把握及び公開することにより、地域・社会の理解及び他の競技部との連携へと広げていくことを目指す。また、令和6年度卒部式から優れた取り組みを行った競技部を表彰する制度を取り入れた。</p> <p>⑤競技スポーツ宣言の見直し 検討した結果、内容は現行どおりとしたが、各競技部の選手及びスタッフをはじめ、スポーツに係る教職員や学生に対し、より理解しやすく、浸透させることに注力することとした。令和6年度の振り返りを各競技部から提出させ、令和7年度のアクションプラン作成に繋げている。</p> <p>⑥違法薬物に関する研修体制の確立 令和5年度は、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター等による全競技部学生を対象とする講習会を実施した。 令和6年度は九州厚生局麻薬取締部の支援のもと、本学専用の動画教材「違法薬物と薬物乱用に関する正しい知識」を作成し、全競技部学生及び全競技部指導者を対象に研修を実施した。令和7年度はこの動画教材による研修と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる競技部学生への講演を実施している。</p> <p>⑦各競技部に対する薬物検査の実施 令和6年度は、複数の競技部では全部員の検査を実施し、残りの競技部では各学年2名ずつ計8名をランダムに抽出し実施した。令和7年度も同条件による検査をはじめており、年内中に全競技部を検査する。なお、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの教示のもと、実施している。</p> <p>⑧その他サポート体制の確立 競技スポーツセンター内に社会福祉士、公認心理師の資格を持つ専属のコーディネーター（非常勤）を採用して、競技部学生及び指導者の相談対応、学生支援センター及び学部学生支援室との連携等によるメンタルサポートの充実につなげる体制を整えた。令和7年4月より臨床心理士・公認心理師・キャリアコンサルタントの資格を持った経験のあるコーディネーターを専任職員として採用し、競技スポーツ相談窓口のサポート体制を拡充した。</p> <p>関係規程は、令和6年4月に制定済み。 内容詳細は以下の各項を参照。</p>	95%	<p>競技スポーツセンターを設置し次の事項を具体化している。今後も運用実績の評価に基づき順次充実を図っていく。</p> <p>①修学状況の把握と可視化 詳細(58b)のとおりDXシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」は令和7年6月に試験運用を開始しており、令和7年度中の本格運用を目指す。</p> <p>②入学試験の検証と改革 詳細(62)のとおり実施済。</p> <p>③アセスメントの策定 ①から⑦等に示した各施策の企画、実行並びに各委員会におけるアセスメントにより改善を図り今後の各取組みの充実に繋げる。</p> <p>④地域貢献活動・社会貢献活動の推進 詳細(58a)のとおり活動を推進している。同取組みは学生の人間性、社会性の涵養に繋がることから、今後も活動の活性化に向け方策を講じていく。</p> <p>⑤競技スポーツ宣言の見直し 詳細(63)(64)のとおり現行どおりとした宣言について、更なる理解・浸透に繋げるため、運営委員会において競技スポーツ宣言の見直しも視野に入れ検討をしている。</p> <p>⑥違法薬物に関する研修体制の確立 詳細(66)(67)のとおり実施済。動画教材と講演を基本に、毎年度継続的に実施していく。</p> <p>⑦各競技部に対する薬物検査の実施 詳細(67)のとおり実施済。今後も公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの教示のもと、競技スポーツ運営委員会に諮り継続的に実施していく。</p> <p>⑧その他サポート体制の確立 詳細(69)～(71)のとおり競技スポーツセンターのコーディネーターによる競技部学生及び指導者の相談対応は周知も進み件数も増えている。今後も学生支援センター及び学部学生支援室との連携を図りながら対応していく。</p> <p>健康相談については、教材「アスリートの健康」の受講及びアンケートの結果報告、更に必要なサポートに対する指導者とのヒアリング、シンポジウムでの意見交換会をもとに、令和7年度中に薬学部教員（薬剤師）等が研修会実施並びに個別の健康相談に応じる体制整備を構築する。</p>	100%
(54)	競技部におけるガバナンスの再構築及び内部統制の強化		競技スポーツセンター事務局	<p>各競技部における公正公平な運営と活動の透明化を図り、ガバナンスの再構築及び内部統制の強化を図る。そのため次の事項を具体化する。</p> <p>①部長の役割・権限・責任の明確化 ②監督・コーチの人事管理、透明化、育成 ③予算管理の適正化・透明化 ④寮生活の管理・監督体制の確立 ⑤指導可能な部員の適正人数と実態の把握 ⑥日本大学競技部準則を制定し各競技部部則の統一化 ⑦危機管理対応マニュアルの作成</p> <p>関係規程は、令和6年4月に制定済み。内容詳細は以下の各項を参照。 各部の指導者（部長・副部長・監督・コーチ）を集め連絡会を実施し、上記について整備された旨を説明した。その上で理解を得た者を指導者として委嘱した。従前、一部の名ばかりであった部長の意識も変わり、当該競技部の統括者として、積極的に職務に当たっており、監督、コーチも改められた職務に基づき、事件・事故を含めた連絡も迅速に行われるようになった。</p> <p>なお、令和6年3月に4競技部において学費の代理徴収が行われていたことが判明し、その後令和6年5月に、そのうちの1競技部において、奨学生部員・保護者からの免除されたはずの納付金相当の不適切な徴収事例が発覚した。当時競技スポーツ部（競技部を所管する事務局）では、各競技部に対し機会があることに代理徴収の禁止を伝えてきたが、徹底が不十分であった。本不正事案については、被害者に返金手続を実施し、併せて進めてきた全競技部を対象とした悉皆調査において、大半の競技部で不適切な徴収事例がないことが確認されるとともに、2競技部の幹部による不適切な徴収事例が発覚し返金手続を開始することとした。</p> <p>令和6年7月12日、9月18日、10月10日に公表した競技部における金銭不祥事に対する調査手続きが進み、3競技部におけるこれまで申し出があった上で被害が認められた被害者・保護者への返金手続は全て完了し12月19日に総括を公表した。今後も相談や返金の要請があれば、事実を確認し誠実に対応していく。</p> <p>令和6年2月から3月にかけて競技部での代理徴収の事実について、競技スポーツ部からの報告が担当副学長（当時）で止まり、危機管理総括責任者及び執行部へ伝達されなかったことを受け、改めて競技スポーツセンターから危機管理総括責任者及び執行部への事案報告を毎週定期的（緊急事案は適時適切）に報告することとして、本格的に競技スポーツセンターから直接、様々な情報が危機管理総括責任者及び執行部へ上がるよう修正した。</p> <p>令和7年度（令和6年度実施）学校推薦型選抜（日本大学競技部）については、インターネット出願に変更し、志願者が出願から合否案内、奨学金による免除額の反映された入学手続時納入金の納入等入学手続まで全て本人及び学資支弁者等保護者のみが行える仕組みとした。また、同奨学生の申請を、本人及び保護者が連名で行い、決定通知を本人及び保護者に大学が直接送付することに変更しており、競技部の介入による不正防止に繋がっている。</p> <p>その他、部則等に規定した競技部の会計管理の徹底のため令和7年度から大学補助費及び部費について競技部の会計担当者が入力した予算執行データを競技スポーツセンターが、Googleドライブで共有、管理できるようにした。また、令和6年4月制定された関連規程に基づく運用について、不正事案防止の観点からも検証を行い、必要に応じ見直しの検討を進める。</p>	100%	<p>各競技部における公正公平な運営と活動の透明化を図り、ガバナンスの再構築及び内部統制の強化を図る。そのため次の事項を具体化する。なお、令和7年度以降も運用実績の評価に基づき順次充実を図っていく。</p> <p>①部長の役割・権限・責任の明確化 ②監督・コーチの人事管理、透明化、育成 ③予算管理の適正化・透明化 詳細(82)のとおり競技部規程及び部則等を整備し部長・副部長・監督・コーチの職務を明確にした。競技部の統括者である部長の意識変化も見られ、監督、コーチとともに改められた職務に基づき、事件・事故を含めた連絡も迅速に行われるようになった。今後もモニタリングを継続実施し運営委員会等で検討する。</p> <p>詳細(91ab)のとおり部則等に規定した競技部の会計管理の徹底のため、令和7年度からセンターにおいて競技部の大学補助費だけでなく部費等予算の執行状況をGoogleドライブ上で共有・管理できるようにしているが、あわせて令和8年度から単独寮の寮費についても競技部でなく大学が徴収するよう準備を進めている。また、令和6年4月制定された関連規程に基づく運用について、検証を行い必要に応じ関連規程等の改正も進める。</p> <p>④寮生活の管理・監督体制の確立 詳細(57ab)のとおり令和7年度の単独寮の試験運用効果を踏まえ令和9年度までには全学生寮に広げるべく検討を進める。</p> <p>⑤指導可能な部員の適正人数と実態の把握 詳細(88)のとおり競技性及び練習場所等に鑑み、学生の競技活動充実の観点から部員数の適正化をアナウンスし各競技部のヒアリング等検討する。</p> <p>⑥日本大学競技部準則を制定し各競技部部則の統一化 詳細(90)のとおり日本大学〇〇部部則準則を制定後、競技部別に部則・細則を制定し、全競技部の部則を統一し運用を開始している。競技部学生への周知機会を継続するとともに、令和7年度から入部の際は部則及び学生寮の手引きを理解の上、誓約書を提出させている。</p> <p>⑦危機管理対応マニュアルの作成 詳細(80)のとおり各競技部の部長、監督・コーチからセンター事務局等への定期報告、緊急時報告の内容、手順を明確化し、情報伝達体制を強化した。令和6年度の競技部学生の事件・事故については、手順に従い速やかに危機管理委員会、執行部等に共有される等、危機管理マニュアル、学則、規程、部則等に基づき適正に対応しており、競技スポーツセンターから直接、様々な情報が危機管理総括責任者及び執行部へ上がる体制のもと、令和7年度以降も徹底する。</p>	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項 (令和6年2月2日)	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
(55)	改革のための作業部会の設置		競技スポーツセンター事務局	競技スポーツの改革のため、副学長（競技スポーツ担当）を委員長とする日本大学競技スポーツ改革特別委員会を設置した。委員は、学部長、本部関係部室長及び学外理事を含む有識者から構成される。作業部会となる次の4つの検討部会に分かれ、改革策を検討した。 【検討部会1】競技スポーツセンターの設置 【検討部会2】アメリカンフットボール部に関する今後の対応 【検討部会3】競技部のガバナンス 【検討部会4】学生支援体制(インテグリティ及び違法薬物対策を含む) 本部会は競技スポーツセンター設置に伴い閉会となった。	100%	新たな体制として競技スポーツセンターが設置され、今後は競技スポーツ運営委員会等において、更なる改善の方策を検討・実施していく。	100%
1 競技部学生寮の規律の確立							
(56)	競技部学生の安全・安心な寮生活を保証するために必要な規律を競技部学生寮共通の「学生寮規則（寮則）」の制定		競技スポーツセンター事務局	「生活基盤確立指針」を令和5年4月に策定し各競技部共通事項として共有した。これを「学生寮の手引き」に発展させ、令和6年4月1日施行の日本大学〇〇部則準則を元に、各競技部において策定した部則、同細則とあわせて運用している。令和6年6月14日開催の部長・副部长連絡会及び令和6年6月17日開催監督・コーチ連絡会にて説明し共有した。令和7年度からは部則、学生寮の手引きの理解及び誓約書の提出を入部の条件とした。	100%	部則、部則細則、学生寮の手引きの運用実績に基づき検証を行い、必要に応じ同規定の改正を検討・実施していく。 なお、寮生の感染症り患事案を機に、寮生の安全・安心の観点からも健康管理、感染症予防と感染拡大防止のため、既往症、アレルギー疾患、予防接種歴等を各自が保護者や母子手帳等から確認し正確に把握するとともに、感染症の予防対策の継続と感染症拡大防止の対応が必要になった際には寮監、指導者及びセンターの指示に従うこと等を学生寮の手引き等に定める。	100%
(57a)	寮監配置に伴う寮生活の規律の維持		競技スポーツセンター事務局	従前、部単独の学生寮については、監督及びコーチが住み込みもしくは寮の近隣に在住し、学生の生活管理と指導を行っていたが、元アメリカンフットボール部寮内での薬物事案を受け、先ずは総合学生寮及び寮生数の多い学生寮より、警備会社に委託し、薬物問題に係る抑止効果の為の巡回警備等を実施すると共に、上記「学生寮生活基盤及び学生寮の手引き」に則り規律ある学生生活と人間力を向上させるための場とするために順次管理人体制を整備（常駐の寮監を配置）していく。 なお、寮監の選考（又は委託先選考）基準、具体的な職務（又は仕様）を適宜見直し改善を図る。また、学生寮における生活環境の整備を段階的に行う。 （警備員による巡回警備等対応済み寮） 八幡山総合学生寮 450名(令和6年2月1日開始) 笹目学生寮 81名(令和6年1月15日開始) ボクシング部学生寮 42名(現在準備中) ※人数は収容学生数〔令和7年4月1日現在〕	90%	当該警備業務は、寮監又は同補佐として防災及び環境整備のみならず、部則・学生寮の手引き等の寮内ルールに則った飲酒・喫煙等の発見・報告、学生間トラブル及びハラスメント等行為による発見と報告、駐輪やゴミ出し上の指導等を含むこととした。また、今後、寮監等が常駐するスペースのない単独寮については、実績のある警備会社の遠隔セキュリティ（防犯カメラ画像巡回）システムを導入し、緊急時及び不定期に寮に出入り学生寮の安心安全の確保及び指導することと検討しており、令和7年度に一つの単独寮において試験運用を行う。その効果を踏まえ仕様を定め、令和9年度までには全学生寮に広げることを目指す。	95%
(57b)	寮監による寮生の生活状況、寮監の業務の執行状況等に関する本法人への定期報告		競技スポーツセンター事務局	競技スポーツセンターは、業務委託をしている警備会社から寮生の生活状況、警備員の業務執行状況に関する定期報告を受け、寮監、競技部指導者からの事故・トラブル報告とあわせて「競技部の諸問題への対応」として、執行部ミーティング、競技スポーツ運営委員会に報告している。また、提出された定期報告をセンター事務局で確認し、状況により競技部指導者と連携するとともに、定期的に学生寮の巡回を実施しており、寮生の生活改善、環境整備に繋がっている。現在、報告体制として、寮監等は常に競技部指導者と連携し、事件事故等の緊急時の連絡フローによる報告のみならず、環境整備、寮の規律維持のための業務執行について、業務日誌により適切に競技スポーツセンターへ報告を行っている。	100%	報告体制として、寮監等は常に競技部指導者と連携し、事件事故等の緊急時の連絡フローによる報告のみならず、環境整備、寮の規律維持のための業務執行について、業務日誌により適切に競技スポーツセンターへ報告を行っている。今後、寮監（業務委託を含む）の配置を順次進めるにあたり、報告内容等についても総合学生寮、単独寮の状況にあった見直しを継続的に行う予定である。	100%
2 競技部活動の在り方							
(58a)	競技部学生の入学から卒業までのキャリアパスの見直し		競技スポーツセンター事務局	競技部学生は卒業後、競技者として継続する者、指導者となる者、教諭、研究者等になる者、競技経験をいかしたビジネス等に従事する者と様々である。各学部や本部の就職担当部署で行われているキャリア形成支援だけでなく、競技スポーツセンターにおいても入部直後の競技部学生に様々な将来の可能性を示し、キャリアデザインを支援する必要がある。また、競技部学生の志望も多い公務員や一般企業の研究・対策について、在学中、競技に全力で取り組んでいることから、一般学生と比べ準備が遅れる可能性もある。そのため、就職担当部署実施の就職セミナー、公務員講座等の参加促進、競技部学生向け就活行事の展開等担当部署と連携し、入学時から卒業まで、時宜を得た研修・指導等を実施できる体制を整える。具体的には、競技部学生の所属する学部と連携し新入生ガイダンスにセンター職員が参加し、学業と競技活動の両立や支援体制を説明するほか、学生部就職課と連携し2・3年生を対象とした企業200社が参加の合同企業研究会・就職セミナー開催への案内を展開し、競技部学生の積極的な参加を促している。また、各学部や本部の就職担当部署で行われているキャリア形成支援や就職セミナー、公務員講座等について、競技部指導者からも重ねて出席を促し、一般学生と比べ準備が遅れることがないよう指導している。 更に、令和7年4月より競技スポーツセンターに臨床心理士・公認心理師・キャリアコンサルタントの資格を持った経験のあるコーディネーターを専任職員として採用し、競技スポーツ相談窓口のキャリア支援も拡充した。 また、競技部ごとに実施している地域貢献活動・社会貢献活動（地域小学生等への競技指導を含む）について、センターに報告を求めることとした。活動に主体的に参加することは、人間性、社会性の涵養に繋がることから、競技部ごとに行っている取組みを令和7年度研修会等を通じて周知し、他の競技部にも発展させることを目指す。そのため令和6年度卒部式から当該年度顕著な活動を行った競技部を表彰し、他の競技部の参考とした。令和7年度からは競技部の表彰基準を整備するとともに、ホームページによる取組状況の周知を行っている。	100%	これまでの競技部学生へのキャリア支援に加えて、運用を進めているDXシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」を利用することにより、競技部学生ごと電子カルテのように学業及び競技成績、面談記録、傷病記録等を示すことが可能となる。学生自身のキャリア目標設定とそのための活動について、部長・副部长・監督・コーチ等の指導者による支援の促進が期待できる。試験運用を経て年度内に本格運用し、運用後はその効果を踏まえシステム改修・改善においても連携していく。今後も担当部署と連携し、競技部学生のキャリア支援を充実させていく。	100%
(58b)	競技部学生の継続的学修支援の実施		競技スポーツセンター事務局	各学部では、成績不振者に対する面談等による学修指導及び修学支援を競技部所属、一般の学生を区別することなく実施している。競技部所属の学生も本学の学生である以上、その本分をわきまえ、学修と競技活動を両立させていかなければならない。競技部においては、部長・監督・コーチ等の指導陣の職務として、関係規程等に競技指導と共に学修指導及び生活指導を適切に行うことを明確に規定した。所属学生の学修状況を定期的に調査・確認し、授業出席や課題提出を促すことや、成績不振学生に対して指導を重ねて行うものとする。また、DX化により競技部学生の学修状況を入学時から継続的に把握できる競技部独自のシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」を教学推進オフィスの協力のもと構築し、部長・副部长と監督・コーチに連絡会において説明会を実施して学修指導等への活用について共有を図っている。同システムの導入により、所属学部での修得単位数、GPA等だけでなく、面談記録、傷病記録等までが確認できることから、競技部指導者から支援することも可能となる。	95%	DXシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」は令和7年6月に試験運用を開始しており、令和7年度中の本格運用により、所属学部での修得単位数、GPA等だけでなく、面談記録、傷病記録等までが確認できることから、システム稼働時には、ひとり一人の学生の特性をもとに支援することが可能となる。また、成績評価が出てからの対応では支援が遅れる場合もあることから、競技部学生の所属学部にも出席管理用の端末を置き、出席状況を把握できる仕組みを構築し、日々の学生の変化にも早く気づき指導することに繋げる。	100%
3 競技部に対する大学の関わり方							
(59)	UNIVAS（一般社団法人大学スポーツ協会）への加盟申請		競技スポーツセンター事務局	UNIVASの目指すところは、「大学スポーツを通して、学生の人間力を高め、多様な世界に解き放ち、よりよい自分、よりよい社会へと導く。」とある。そのため、大学スポーツを楽しむ学生を支え、大学スポーツを観戦する人を増やし、大学スポーツへの支援の輪を広げることが活動指針として掲げている。 本学として「競技部学生のため」を第一に考えたときに、UNIVASに加盟することが本学の競技スポーツにとってより良い在り方であることを見極め、令和6年度加盟に向け令和6年3月15日に入会申込を行ったが、入会の判断については見送られた。引き続き、令和7年度加盟に向け、一部競技部による奨学生部員・保護者からの不適切な徴収事案及び悉皆調査について報告をし、信頼回復に努める。	90%	重量挙げ等における金銭不祥事案に対する調査結果及び被害回復がステークホルダーに認められ、令和7年度内に加盟が承認されるよう引き続き協会への説明を行っていく。	90%
(60a)	日本大学競技スポーツセンター（仮称）の設置による教学面をより重視した競技スポーツの推進	「競技スポーツセンター（仮称）」が教学組織として有効に機能するために、どのような体制でどのような運営を行うのかの明確化。 着実な（可能なものは前倒しで）検討・実施を進めていただきたい。	競技スポーツセンター事務局	令和6年4月1日付けで「日本大学競技スポーツセンター」を設置した。競技スポーツ部は、同センターの事務局として改組すると共に学修支援を行うための事務分掌の見直しと人員体制の整備を行う。センター長には、教員を充て、競技部学生の学修と競技活動の両立を支援する。また、競技部においても、部長・監督・コーチ等の指導陣の職務として競技指導と共に学修指導を行うものとする。具体的な検討内容及び実施状況は、各項に記載のとおりである。	100%	今後も各項に記載のとおり、継続的な学修支援を実施するとともにその効果を競技スポーツ運営委員会等で検証し、更なる推進を図る。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
(60b)	競技部学生のサポート体制を構築		競技スポーツセンター事務局	<p>日本大学競技スポーツセンター設置要項が制定され、以下の事業項目となった。</p> <p>① 競技部学生の競技力向上と競技環境の整備 ② 競技部学生に対する各所属学部と連携した学修・キャリア支援 ③ 競技部学生の心身サポート ④ 競技部学生の寮生活の管理 ⑤ 競技部における薬物乱用の防止 ⑥ 競技部におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの推進 ⑦ 競技部における危機管理とリスク管理 ⑧ スポーツ医科学研究の推進 ⑨ その他スポーツセンターの目的達成に必要な事業</p> <p>上記を実践していくため、令和6年4月からスポーツセンターが設置され、専門的な知見を有する外部有識者を含む競技スポーツ運営委員会により以下のとおり規程に定める各事業について審議の上実施されている。</p> <p>① 競技部学生の競技環境整備及び競技力向上 (82)にも触れたとおり競技部規程及び部則等を整備し部長・副部長・監督・コーチの職務について明確にし、監督・コーチは優れた競技歴・競技力に基づく優れた指導力を有する者が充てられるとともに競技場等の整備も現場の意見を踏まえ計画的に改善を図っている。</p> <p>② 競技部学生が所属する学部と連携した学修・キャリア支援 詳細(58)のとおりDXシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」導入により、競技部学生ごと電子カルテのように学業、出席状況、競技成績、面談記録、傷病記録等を示すことが可能となる予定であり、部長・副部長・監督・コーチ等の指導者による支援促進が期待できる。</p> <p>③ 競技部学生の心身サポート 詳細(69)～(75)のとおり競技スポーツセンターに社会福祉士、公認心理師の資格を持つ専属のコーディネーターを採用し、競技部学生及び指導者の相談対応、学生支援センター及び学部学生支援室との連携等によるメンタルサポートを開始しており、令和7年度から対応日、時間を拡充した。健康相談については、令和7年度中に薬学部教員（薬剤師）等が研修会実施並びに個別の健康相談に応じる体制整備を構築する。</p> <p>④ 競技部学生の寮生活の管理 詳細(56)(57)のとおり令和7年度から部則、学生寮の手引きの理解及び誓約書の提出を入部の条件とした。寮監又は同補佐として防災及び環境整備のみならず、部則・学生寮の手引き等の寮内ルールに則った飲酒・喫煙等の発見・報告、学生間トラブル及びハラスメント等行為による発見と報告、駐輪やゴミ出し上の指導等を含むこととした。</p> <p>⑤ 競技部における薬物乱用の防止 詳細(66)～(68)のとおり複数の競技部においては全員を対象とし、残りの全競技部においては各学年2名ずつ8名をランダムに抽出し検査する方法で令和6年度に全競技部で実施済みであり、令和7年度以降も同様な方法で毎年度全員検査とランダム検査の対象競技部を入替える等して実施する。更に令和6年度内に違法薬物に関する内容のみならず、アンチ・ドーピング、病氣と怪我、栄養素と食生活、サプリメントとエナジードリンク、口腔とストレス、女性アスリートの健康管理、メンタルヘルスについての教材「アスリートの健康」を作成し、研修を実施している。</p> <p>⑥ 競技スポーツにおけるガバナンスの強化及びコンプライアンスの推進 詳細(54)のとおり、部長、監督・コーチの役割・権限・責任の明確化、予算管理の適正化・透明化、寮生活の管理・監督体制の確立、各競技部部則の統一化、危機管理対応マニュアル作成を実施済み。</p> <p>⑦ 競技スポーツにおける危機管理とリスク管理 詳細(80)～(81)のとおり各競技部の部長、監督・コーチからセンター事務局等への定期報告、緊急時報告の内容、手順を明確化し、情報伝達体制を強化した。令和6年度の競技部学生の事件・事故については、手順に従い速やかに共有され、危機管理マニュアル、学則、規程、部則等に基づき適正に対応しており、令和7年度以降も徹底する。</p> <p>⑧ スポーツ医科学研究の推進 スポーツ医科学研究拠点形成については将来の目標とし、まずは、(69)以降のとおり競技部学生の心身サポートを優先し、教材「アスリートの健康」の作成、薬学部教員等による個別の健康相談、競技スポーツセンターコーディネーターによるメンタルサポート実施に繋げる。また、全学生対象に実施しているメンタルチェック及び健康診断を全競技部学生に義務化し、DXシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」を活用してその結果を学生の個人カルテに累積し適切なサポートに繋げることを目指す。</p> <p>⑨ その他スポーツセンターの目的達成に必要な事業 上記の他、外部有識者の意見も踏まえ、適時競技スポーツ運営委員会により検討、実施している。</p>	95%	<p>令和6年4月に競技スポーツセンターが設置され、専門的な知見を有する外部有識者を含む競技スポーツ運営委員会により規程に定める各事業について審議の上実施されている。</p> <p>① 競技部学生の競技環境整備及び競技力向上 競技部指導者には、競技歴・競技力に基づく優れた指導力を有する者が充てられており、競技部施設の整備も安心・安全確保するため計画的に改善を図っている。</p> <p>② 競技部学生が所属する学部と連携した学修・キャリア支援 DXシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」は、競技部学生ごと電子カルテのように学業、出席状況、競技成績、面談記録、傷病記録等を示すことが可能となる予定であり、競技部指導者による支援促進が期待できる。同システムは、令和7年6月に試験運用を開始しており、令和7年度中の本格運用する。</p> <p>③ 競技部学生の心身サポート 専属のコーディネーターによるメンタルサポートを実施しており、健康相談については、教材「アスリートの健康」の受講及びアンケートの結果報告、更に必要なサポートに対する指導者とのヒアリング、シンポジウムでの意見交換会をもとに、令和7年度中に薬学部教員（薬剤師）等が研修会実施並びに個別の健康相談に応じる体制整備を構築する。</p> <p>④ 競技部学生の寮生活の管理 今後も部則、学生寮の手引きの理解及び誓約書の提出を入部・入寮の条件とし、寮監、同補佐の役割は防災及び環境整備のみならず、部則・学生寮の手引き等の徹底、生活指導等を含めている。</p> <p>⑤ 競技部における薬物乱用の防止 全競技部で実施済みであり、違法薬物のみならず身近なアスリートの課題をテーマとした研修もあわせて実施している。今後も継続実施する。</p> <p>⑥ 競技スポーツにおけるガバナンスの強化及びコンプライアンスの推進 競技部指導者の役割・権限・責任の明確化、予算管理の適正化・透明化、寮生活の管理・監督体制の確立、各競技部部則の統一化、危機管理対応マニュアル作成を実施済み。</p> <p>⑦ 競技スポーツにおける危機管理とリスク管理 競技部指導者からセンターへの定期報告、緊急時報告の内容、手順を明確化し、情報伝達体制を整備済み。競技部学生の事件・事故は、手順に従い速やかに共有され、危機管理マニュアル、学則、規程、部則等に基づき適正に対応しており今後も徹底する。</p> <p>⑧ スポーツ医科学研究の推進 令和7年度中にSDGs研究プロジェクト「女性アスリートの一生涯にわたる健康支援策の確立」シンポジウムを企画し実施に向けた準備を進めている。女性アスリートが直面する健康課題への理解とリテラシー向上を目的としており、多様な学部を有する総合大学としての特色を最大限に活かし、各分野の専門家が連携しながら課題に取り組む医科学研究拠点形成の第一歩となることを目指す。</p> <p>⑨ その他スポーツセンターの目的達成に必要な事業 上記の他、外部有識者の意見も踏まえ、適時競技スポーツ運営委員会により検討、実施している。</p>	100%
(61)	本法人競技部の問題点に精通した教員を委員長とする特別委員会の設置		競技スポーツセンター事務局	<p>副学長（競技スポーツ担当）を委員長とする日本大学競技スポーツ改革特別委員会を設置した。委員は、学部長、本部関係部室長及び学外理事を含む有識者から構成される。作業部会となる4つの検討部会に分かれ、次の事項を含めて改革策を検討した。</p> <p>①監督・コーチ・部長等競技部指導者の選考方法 ・選考基準、選考のプロセスを規定化により明示 ②指導者の処遇 ・業務量と手当のバランスが適切か等について議論 ③指導者の役割・責任の明確化 ・職務権限と義務について規定化により明示 ④指導者の育成・研修 ・外部講師による研修会については継続する ・関連資格の取得を推奨、資格取得に係る費用の補助等を議論 ・後継者育成と採用の在り方について議論 ⑤その他、競技部の適切な管理のために必要なこと ・競技部指導者との定期的な面談実施（年度目標、進捗状況、結果等の共有を含む） 本委員会は競技スポーツセンター設置に伴い閉会となった。</p>	100%	<p>新たな体制として競技スポーツセンターが設置され、今後は競技スポーツ運営委員会及び専門委員会で更なる改善の方策を継続的に検討・実施していく。</p>	100%
(62)	競技部学生に対し学力の担保を明確に把握できる入試制度の在り方の検討		競技スポーツセンター事務局	<p>各学部のアドミッションポリシーに基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定するため、令和7年度日本大学学校推薦型選抜（日本大学競技部・日本大学競技部トップアスリート）要項を策定し各学部募集要項作成の為に共通要項とした。</p>	100%	<p>今後も入試管理委員会、学務部、各学部において入学者選抜選考基準の見直しについて継続的に検討していく。</p>	100%
(63)	「日本大学競技スポーツ宣言」の見直し		競技スポーツセンター事務局	<p>現行のスポーツ宣言は、平成30年に発生したタックル事件を機に議論され制定されたものである。競技スポーツ改革特別委員会では、宣言内容の見直しの議論を行い、改めて競技スポーツセンターにおいて検討した結果、宣言の内容は現行どおりとし、学生及び指導者・競技スポーツに関わる教職員の理解と実践の推進に取り組んでいくこととした。</p>	100%	<p>現在の宣言について、各競技部の選手及びスタッフをはじめ、スポーツに係る教職員や学生に対し、より内容を理解しやすく、浸透させるため、令和6年度の各競技部での取組みについて競技スポーツセンターに報告させ、アクションプラン作成に繋げている。また、その結果を踏まえた宣言の見直し検討も進めている。</p>	100%
(64)	各競技部が宣言に沿ったアクションプランを実施しているかをチェックする仕組みの構築		競技スポーツセンター事務局	<p>はじめに研修会開催等により宣言を理解・浸透させることを行い、年度毎に目標や年間活動計画を作成・実行する。また、それに対する振り返りを研修会等で実施し、競技部間で互いにチェックする体制を整える。令和6年度の振り返りとしてアセスメント及び令和7年度のアクションプランを各競技部から提出させる仕組みを構築し同運用を開始した。</p>	100%	<p>競技部の入部には、部則、学生寮の手引き（競技スポーツ宣言、生活基盤の確立を含む）の理解を条件にしており、入部後も学生が宣言の内容をより理解し、身に付けるため各競技部の振り返りとアクションプランを毎年提示させることとした。他の競技部の参考になる取組みがあれば、研修会等を通じ広めていく。また、令和7年度中には各競技部の振り返りとアクションプランを参考に、更なる宣言の理解と浸透を図るため運営委員会において同宣言の見直しを行う予定である。</p>	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
4 競技部及び競技部学生の処分の在り方							
(65)	競技部内における学生の処分に関する、手続き及び大学との連携等の明確化		競技スポーツセンター事務局	学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合は、「学則」及び「学生の懲戒手続に関する規程」の手続きにより退学・停学及び訓告の懲戒を行うが、競技部学生が競技部規則に反する行為があった場合は、「競技部部則」の定めに従い、処分案を決定し、競技スポーツセンターに報告するよう同規則に規定した。また、学則による懲戒に係る事案が生じた際は、「学生の懲戒に係る発生報告について」の手順に基づき本部学生部及び学部学生課と連携している。競技スポーツセンター設置後、学生の事件・事故については、手順に従い速やかに競技部から競技スポーツセンター、大学執行部、更に学生部、部員の所属学部学生課にも共有され、学則、規程、部則等に基づき適切に運用されている。また、処分対象行為を行った部員の処分についても、部則に基づき部長・監督等の指導者のみならず主将・副主将・総務等の部員が加わり合議で決定し、同内容は事件・事故と同様に大学内に共有され、処分内容に応じ運営委員会等で適切に対応している。	100%	今後も学生の事件・事故については、手順に従い速やかに競技部から競技スポーツセンター、大学執行部、更に学生部、部員の所属学部学生課にも共有し、学生としての本分に反する行為は学則に基づき、部員の処分対象行為は部則に基づき適切に対応していく。	100%
5 違法薬物対策（一般学生を含む）の在り方							
(66)	全競技部の学生を対象とする薬物乱用防止等コンプライアンス研修の実施		競技スポーツセンター事務局	全競技部の学生を対象に、令和5年10月にインテグリティ研修を実施、令和6年1月～2月には薬物乱用防止講習会を実施した。今後も定期的に研修を実施し、薬物乱用防止とコンプライアンス遵守を徹底させる。併せてインテグリティを遵守していくための相談窓口の設置も検討を進める。さらに研修の参加状況は、学内ポータルを利用して、競技部だけではなく、所属学部の関係者に共有し、多面的な指導を行う。 競技部のキャプテン・総務に対しては、平成28年度から継続して年に複数回研修会を実施している。インテグリティ、チームビルディングを学び、キャプテン・総務としての役割を考え、よりよいチーム作りに向けて実践してきた。キャプテンは日本オリンピック委員会インテグリティ研修ディレクターを講師に招き、総務研修会は企業のコンプライアンス研修、新人研修等の実績を誇る講師を招いている。 競技スポーツセンター設置後も、キャプテン・総務対象の研修は年2回実施している。またインテグリティ研修として、元日本オリンピック委員会インテグリティ研修ディレクター及び九州厚生局麻薬取締部の支援のもと、本学専用の研修動画4本「スポーツ・インテグリティの追求」「リスクマネジメントの徹底」「SNSのリスク対策」「違法薬物と薬物乱用に関する正しい知識」を作成し、全競技部学生と全競技部指導者へ研修を実施した。研修後はアンケートを実施し、理解度や感想、課題等を把握している。この4本の動画は、学生と指導者が共通理解のもと、日本大学競技スポーツ宣言に基づいた競技活動を行うための基本研修とし、新規の部員及び指導者には随時受講してもらっている。	100%	今後も全競技部対象とした研修会を継続的に実施していく。また、各研修については、アンケート実施により、理解度や感想、課題等を集計し、その効果を検証していく。	100%
(67)	学生を取り巻く違法薬物の状況を把握するための定期的なアンケートの実施		学生部	令和5年度に本学全学生（約78,000名）を対象とした違法薬物に関するアンケートを実施。設問に関しては、関西四大学（同志社大学、立命館大学、関西大学、関西学院大学）において、新入生を対象に実施したアンケート項目を抜粋して利用。期間は、令和5年12月から令和6年1月中旬まで。令和6年1月中に学生部において結果を集計し、各学部へ周知した。 また、令和6年度においても新入生に違法薬物に関するアンケートを令和6年9月中旬から1か月の期間で実施し、前回実施時の新入生と比較したが、同様の状況であることが分かり、日本大学学生生活委員会にてアンケート結果を報告した。	100%	令和5年度及び令和6年度のアンケートに大きな差異は見られなかったため、今後は定期的（概ね4年毎）にアンケートを実施し、経年に伴う傾向の把握に努める。	100%
			競技スポーツセンター事務局	上記のとおり学生部が競技部学生を含む全学生対象に「日本大学違法薬物に関するアンケート調査」を実施し、今後も定期的なアンケートを継続的に実施することとしている。アンケート集計結果を基に啓発活動も実施しており、学生部と連携し、競技スポーツセンターからも同調査結果による学生を取り巻く環境の実態及び意識等を、監督・コーチ等指導者と共有し、部員への周知及び指導依頼を継続する。 なお、競技スポーツセンターにおいては、違法薬物だけでなく、インテグリティ、リスクマネジメント、SNSのリスク対策等を題材に研修及びアンケートを実施しているが、競技部学生に関心の高い、アンチドーピング、サプリメント、栄養、女性アスリートの健康管理等気軽に視聴が可能な包括的健康教育動画・教材並びにアンケートを作成し、多面的な指導を行う。更に競技部の学生に対する薬物検査を例えば大会出場前等に実施し、そこで潔白な者と認められた者を大会へ出場させる等を検討した。検討の結果、検査方法は、競技スポーツセンター事務局にて薬物検査キットを準備し、抜き打ちで競技部学生寮もしくは練習施設にて事務局職員が立ち合いのもので行うもので、令和6年度は複数の競技部においては全部員の検査を実施し、残りの全34競技部においては各学年2名ずつ8名をランダムに抽出し検査する方法で、全競技部で実施済みである。	100%	学生部は同調査結果の学部への周知や啓発活動を行っているが、競技スポーツセンターからも同調査結果による学生を取り巻く環境の実態及び意識等を、監督・コーチ等指導者と共有し、部員への周知及び指導依頼を継続する。あわせて競技部学生に関心の高い、アンチドーピング、サプリメント、栄養、女性アスリートの健康管理等気軽に視聴が可能な包括的健康教育動画・教材並びにアンケートを作成し多面的な指導を行っている。また、学生部実施のアンケート集計から半数以上が「薬物乱用による健康被害情報」や「引き起こされた事件・事故事例」について知りたいとの結果が出ている。これを各研修に取り入れることが有効と思慮される。 薬物検査は、複数の競技部においては全部員を対象とし、残りの全競技部においては各学年2名ずつ8名をランダムに抽出し検査する方法で令和6年度に全競技部で実施済みであり、令和7年度以降も同様な方法で毎年度全員検査とランダム検査の対象競技部を入替える等して実施する。将来は、有識者からのアドバイスにより競技部学生代表からなる選手会が主体となり自らのクリーンをアピールする手段としての薬物検査を企画することも視野に入れ検討していく。	100%
(68)	全競技部の学生による違法薬物に一切関わらない旨の誓約書の提出		競技スポーツセンター事務局	全競技部共通の誓約書を作成し、令和6年度全競技部所属学生から提出済みである。また、アメリカンフットボール元部員や入部予定であった新入生（アメリカンフットボール有志の会）に対しては、競技スポーツセンターの下、練習やトレーニング等の活動への参加を認めるに当たり、他の必要な手続きと共に提出した。令和7年度全競技部において入部希望者から、部則、寮の手引きの理解及び誓約書の提出を入部の条件としている。	100%	今後も同様に入部希望者から、部則、寮の手引きの理解及び違法薬物に関わらない旨の誓約書提出を入部の条件とする等適切に対応する。	100%
(69)	「日本大学競技スポーツセンター（仮称）」における、所属学生のフィジカル及びメンタル両面の把握やサポート体制のさらなる充実		競技スポーツセンター事務局	競技部学生への心身サポートを横断的かつ継続的に実施するため、競技スポーツセンターを置き、学生がスポーツ医学による組織的なサポートを受けられる環境の整備に向け専門委員会にて次の事項について検討することとした。 ①学生の心身の状態を客観的に把握するためのアセスメントを定期的に行い、その結果に基づいた栄養指導や健康管理、心理状態の把握など医学的評価を行い、学生の安全・安心を担保してスポーツに関われる心身サポート体制を構築する。このシステム運用には専門性に富んだ者のみならず多彩な人材の確保、充実を目指すと共に、サポート人材の後進育成にも重点を置き、持続可能なサポート体制とする。 ②メディカル・フィジカルサポートとしては、現在、各競技部内において依頼をしているトレーナーや医師を通じて医療機関との連携を取っている。今後はコンタクトスポーツの部においてはチームドクターを設けたり、高次のサポートが必要とする場合は、板橋病院、日大病院、歯学部附属病院及び松戸歯学部附属病院にて受け入れることとする。メンタルヘルスサポートは、学生支援センター等の今あるサポートコンテンツを利用しつつ、状況に応じてカウンセラーを配置し、必要に応じて日大病院精神科等を利用するなど、学生アスリートがさらに利用しやすいシステムを整備する。 令和6年4月同センターが設置され、以上についてのマネジメントを同センターが担うこととし、競技スポーツ運営委員会のほか、各委員会において有効性・効率性を検討した上で、実施可能なものから段階的に進めていくこととした。具体的には、次項(70)以降のとおり検討及び実施を進めており、その第一段階として、競技スポーツセンターに社会福祉士、公認心理師の資格を持つ専属のコーディネーター（非常勤）を採用した。令和7年4月からは臨床心理士・公認心理師・キャリアコンサルタントの資格を持った経験のあるコーディネーターを専任職員として採用し、競技スポーツ相談窓口のサポート体制を拡充した。医学的サポート（メディカル・フィジカルサポート、歯科・口腔領域へのサポート、栄養サポートなど）は、まずはアンチ・ドーピング、栄養素と食生活、サプリメントとエナジードリンク、口腔とストレス、女性アスリートの健康管理、メンタルヘルスについて学べる競技部学生向けの教材「アスリートの健康」を作成し、令和6年度から競技部学生及び指導者向け研修及び競技部活動に活用している。	95%	健康相談については、教材「アスリートの健康」の受講及びアンケートの結果報告、更に必要なサポートに対する指導者とのヒアリング、シンポジウムでの意見交換会をもとに、令和7年度中に薬学部教員（薬剤師）等が研修会実施並びに個別の健康相談に応じる体制整備を構築する。 また、全学生対象に実施しているメンタルチェック及び健康診断を全競技部学生に義務化し、DXシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」を活用してその結果を学生の個人カルテに累積し適切なサポートに繋げることを目指す。なお、同DXシステムは、所属学部での修得単位数、GPA等だけでなく、面談記録、傷病記録等までが確認できることから、ひとり一人の学生の特性をもとに支援することが可能となる。同システムは令和7年6月に試験運用を開始しており、令和7年度中の本格運用を目指す。 これらが本格運用された際は、その有効性について、外部有識者を委員として委嘱している運営委員会において検証し、更なる改善に繋げる。 なお、令和7年度中にSDGs研究プロジェクト「女性アスリートの一生涯にわたる健康支援策の確立」シンポジウムを女性アスリートが直面する健康課題への理解とリテラシー向上を目的として、企画し実施に向けた準備を進めている。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
(70)	学生アスリートのメディカル及びフィジカルチェック体制とサポート体制の確立		競技スポーツセンター事務局	国立スポーツ科学センターにおけるメディカルチェック項目を参考に、メンタルヘルス項目も追加して、アセスメントを定期的に行い、学生アスリートへのメディカル及びメンタルヘルスチェック体制を構築し、結果をフィードバックすることを検討する。以上について検討の結果、全学生対象に実施しているメンタルチェック及び健康診断を全競技部学生に義務化し、DXシステムを活用してその結果を学生の個人カルテに累積して適切なサポートに繋げることとした。なお、同DXシステムは、所属学部での修得単位数、GPA等だけでなく、面談記録、傷病記録等までが確認できることから、ひとり一人の学生の特性をもとに支援することが可能となる。医学的サポート（メディカル・フィジカルサポート、歯科・口腔領域へのサポート、栄養サポートなど）は、本学医歯薬系学部や付属病院と連携したシステムの構築を図る。まずは薬学部と連携してアンチ・ドーピング、栄養素と食生活、サプリメントとエナジードリンク、口腔とストレス、女性アスリートの健康管理、メンタルヘルスについて学べる競技部学生向けの教材「アスリートの健康」を作成し、令和6年度から競技部学生及び指導者向け研修及び競技部活動に活用している。メンタルサポートは、項目（69）のサポート体制に沿って、カウンセリングや精神科の心理サポートに繋げる。包括的なメディカルチェックのデータ収集により、心身障害を防止するための予防医学に応用することを目指す。競技部学生の死亡事案について、学生支援センターと連携し、同部所属学生全員及び指導者に対しメンタルサポートを実施した。これらは、競技スポーツ相談窓口運営専門委員会において情報を共有している。中央競技団体が実施しているスポーツ安全のための啓発活動に参加し、その内容を指導者を通じて周知し、スポーツ安全体制に対する意識を上げることが継続する。	95%	教材「アスリートの健康」の受講及びアンケートの結果報告をもとに、令和7年度中に薬学部教員（薬剤師）等が研修会実施並びに個別の健康相談に応じる体制整備を構築する。また、全学生対象に実施しているメンタルチェック及び健康診断を全競技部学生に義務化し、DXシステム「日本大学競技部所属学生専用アプリケーション」を活用してその結果を学生の個人カルテに累積し適切なサポートに繋げることを目指す。なお、同DXシステムは、所属学部での修得単位数、GPA等だけでなく、面談記録、傷病記録等までが確認できることから、ひとり一人の学生の特性をもとに支援することが可能となる。同システムは令和7年6月に試験運用を開始しており、令和7年度中の本格運用を目指す。これらが本格運用された際は、その有効性について、外部有識者を委員として委嘱している運営委員会において検証し、更なる改善に繋げる。なお、令和7年度中にSDGs研究プロジェクト「女性アスリートの一生にわたる健康支援策の確立」シンポジウムを女性アスリートが直面する健康課題への理解とリテラシー向上を目的として、企画し実施に向けた準備を進めている。	100%
(71)	学生アスリートのメンタルヘルス調査と相談体制の確立		競技スポーツセンター事務局	相談体制としては、競技スポーツセンター内に社会福祉士、公認心理師の資格を持つ専属のコーディネーター（非常勤）を採用して、競技部学生及び指導者の相談対応、学生支援センター及び学部学生支援室との連携等によるメンタルサポートの充実につなげる体制を整えた。令和7年4月より臨床心理士・公認心理師・キャリアコンサルタントの資格を持った経験のあるコーディネーターを専任職員として採用し、競技スポーツ相談窓口のサポート体制を拡充した。			
(72)	アンチ・ドーピングに関する相談・教育・啓発活動		競技スポーツセンター事務局	アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動は、警察で作成している動画コンテンツを利用しつつ、令和6年2月には公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター協力のもと、違法薬物防止講習会を全競技部で実施した。今後は、学生アスリートに特化した内容に関する教材を追加作成し研修に活用する。本学薬学部やスポーツ科学部等のアンチ・ドーピングに精通した教員の協力のもと、相談・教育・啓発活動の確立に向け検討を進めることとした。競技スポーツセンター設置後はその教育、啓発活動の実施にあたり、アンチ・ドーピングの知識のみにとどまらず、栄養素と食生活、サプリメントとエナジードリンク、口腔とストレス、女性アスリートの健康管理、メンタルヘルスについて学べる競技部学生向けの教材「アスリートの健康」を大学独自で作成し、令和6年度から競技部学生及び指導者向け研修及び競技部活動に活用を開始した。令和7年度も継続して対応している。			
(73)	アンチ・ドーピングに関する教育動画教材の作成		競技スポーツセンター事務局		100%	教材「アスリートの健康」の受講及びアンケートの結果報告、指導者からのヒアリング、シンポジウムでの意見交換会をもとに、更なる教育、啓発活動の充実につなげる。また、令和7年度中に女性アスリートが直面する健康課題への理解とリテラシー向上を目的としたSDGs研究プロジェクト「女性アスリートの一生にわたる健康支援策の確立」シンポジウムを企画し実施に向けた準備を進めている。今後も定期的に専門家を招聘しての講習会を継続実施していくとともに、大学で作成した教材を併用し、アンチ・ドーピング及びアスリートの包括的な健康に関する教育を推進していく。	100%
(74)	健康教育教材を使用した包括的な健康教育の実施		競技スポーツセンター事務局				
(75)	学生アスリートに向けた健康相談の実施		競技スポーツセンター事務局	競技部の学生は、怪我・体調不良等における相談を監督コーチに相談しづらい場合があるため、学生窓口をセンター内に整備する。また、部長・監督等指導者も相談できる体制を整えていく。競技スポーツセンター設置後は、相談体制として競技スポーツセンター内に社会福祉士、公認心理師の資格を持つ専属のコーディネーター（非常勤）を採用して、競技部学生及び指導者の相談対応、学生支援センター及び学部学生支援室との連携等によるメンタルサポートの充実につなげる体制を整えた。令和7年4月より臨床心理士・公認心理師・キャリアコンサルタントの資格を持った経験のあるコーディネーターを専任職員として採用し、競技スポーツ相談窓口のサポート体制を拡充した。また、アンチ・ドーピング、栄養素と食生活、サプリメントとエナジードリンク、口腔とストレス、女性アスリートの健康管理、メンタルヘルスについて学べる競技部学生向けの教材「アスリートの健康」を大学独自で作成し、令和6年度から競技部学生及び指導者向け研修及び競技部活動に活用を開始した。	95%	健康相談については、教材「アスリートの健康」の受講及びアンケートの結果報告、更に必要なサポートに対する指導者とのヒアリング、シンポジウムでの意見交換会をもとに、令和7年度中に薬学部教員（薬剤師）等が研修会実施並びに個別の健康相談に応じる体制整備を構築する。また、令和7年度中に女性アスリートが直面する健康課題への理解とリテラシー向上を目的としたSDGs研究プロジェクト「女性アスリートの一生にわたる健康支援策の確立」シンポジウムを企画し実施に向けた準備を進めている。引き続き、相談しやすい窓口の整備を進めるとともに、実施後は検証し更なる充実に向け検討する。	100%
(76)	全ての競技部への違法薬物に関する啓発、教育のための研修制度の確立		競技スポーツセンター事務局	公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センターと連携し、現在全競技部を巡回し、全競技部監督コーチ及び学生に対して寮内及び運動施設内の指導及び講話（研修会）を実施した。また、一部の学部では、所轄の警察による違法薬物講習を実施、他の学部では、学生全員に対し違法薬物に関する啓発動画をを用いて実施している。学部での実施例を参考に競技部においても警察との連携のもと啓発、研修制度を確立すると共に、アスリート向けに、違法薬物だけでなく、ドーピング、病気と怪我、栄養素と食生活、サプリメントとエナジードリンク、口腔とストレス、女性アスリートの健康管理、メンタルヘルスについてを気軽に視聴可能な包括的健康教育動画・教材を作成し、日本大学競技スポーツ宣言のアクションプランとして多面的な指導に繋げている。	100%	本学の学生アスリート向けに作成した違法薬物、ドーピング、病気と怪我、栄養素と食生活、サプリメントとエナジードリンク、口腔とストレス、女性アスリートの健康管理、メンタルヘルスについて学べる包括的健康教育教材を研修資料として活用している。関連したアンケートを受講者に実施し結果をもとに更なる研修会、個別の健康相談に繋げる。違法薬物に関しては、九州厚生局麻薬取締部協力のもと作成した本学専用の動画教材「違法薬物と薬物乱用に関する正しい知識」を使用した研修をオンデマンド視聴及びアンケート回答により実施した。	100%
(77)	全ての競技部の部長、監督、コーチに対する違法薬物に関する学生指導の方法についての研修の実施		競技スポーツセンター事務局	部長・副部長・監督・コーチ研修会を年2回実施。日本オリンピック委員会インテグリティ研修ディレクターを講師として引きインテグリティ研修（他には弁護士による「競技スポーツと人権」の研修会を実施（参考：令和5年度第1回_令和5年7月4日 第2回_令和5年12月11日）。令和6年度は7月2日に「競技部内の問題対応事例」と題し弁護士による講演を実施した。また、令和6年度後期には全競技部学生及び指導者を対象とした「インテグリティ研修会」や九州厚生局麻薬取締部協力のもと作成した本学専用の動画教材「違法薬物と薬物乱用に関する正しい知識」を使用した研修をオンデマンド視聴及びアンケート回答により実施した。			
(78)	競技部指導者への研修、部員学生への研修が実施、徹底されているかのモニタリング		競技スポーツセンター事務局	薬物研修受講後、各競技部に対しサーベイを実施し、意識を呼び有効性の実態把握に努めている。各競技部からの情報をセンターに上げる学生による会議を定期的に行うなど、それぞれの部の状況について、メディカルやメンタル面での問題以外にも修学面も含めて、学生が主体となって話し合い対策を考え、能動的に行動する教育を通して、真のスポーツマンであり続けることを求める。そのため部則においては、競技部の会計役員会や違反行為により学生を処分する際には、必ず学生を参加させる等を規定し、競技部の意思決定手続き、運営に学生が主体的に参画するとともに指導者と学生との協議の機会を増やすこととした。また、競技部学生の研修の機会や、相談体制の充実と合わせて、学生の意見を反映できる仕組みを強化した。なお、学生の主体的な競技部活動への参画を促すため、会計役員会の構成員として学生の参加、違反行為により学生を処分する際にも主将、総務等の合議参加を部則に定めたため、当該担当者への説明を含めた研修会を行った。これら各研修実施の際には必ずアンケートを行い、振り返りによる理解度の向上に繋げている。更に連絡体制のフローチャートを作成し部長・副部長・監督・コーチ連絡会において、周知を図った。また、事案発生時には緊急対応報告書の提出することを定めており、引き続き体制の強化を進めていく。令和7年度からは、競技部に学生・指導者全員の参加徹底を指示するとともに、競技スポーツセンターと競技部が各研修等の参加者及びアンケートの提出状況を把握できるようにした。研修方式はオンデマンドを活用するとともにGoogleフォーム等を利用したアンケート実施等工夫を加えている。	100%	今後は、競技部に学生・指導者全員の参加徹底を指示し、参加状況の報告を義務付けることにより、競技スポーツセンターと競技部が各研修等の参加者及びアンケートの提出状況を把握する。その上で委員会報告や改善を指示できる仕組みとする。そのため研修方式はオンデマンドを活用するとともにGoogleフォーム等を利用したアンケート実施等工夫する。なお、学生の主体的な競技部活動への参画を促すため、会計役員会の構成員として学生の参加、違反行為により学生を処分する際にも主将、総務等の合議参加を部則に定めたため、当該担当者への説明を含めた研修会を行った。各研修実施の際には必ずアンケートを行い、振り返りによる理解度を向上に繋げる。オンデマンド形式の研修については、新入部員の学生、新指導者には前年度までの教材も併せて受講するよう案内を行うこととした。また未受講の学生、指導者にはリマインド案内だけでなく、所属競技部部長宛てに未受講者リストの配布及び受講指導の依頼を行う仕組みを作り、受講率向上を図る。	100%
(79)	その状況を大学本部担当者に報告する体制の確立及び指導体制の強化		競技スポーツセンター事務局				
(80)	各競技部にて諸問題が発生した場合の危機対応マニュアルの作成		競技スポーツセンター事務局	「緊急連絡網」を令和5年4月に策定し各競技部共通事項として共有し、大学危機管理マニュアルと紐付け運用を確立した。各競技部から出た報告書に基づき危機管理委員会に報告をする流れとなっており、令和6年度からは更に各競技部の部長、監督・コーチからセンター事務局等への定期報告、緊急時報告の内容、手順を諸規程等に明確化し、情報伝達体制を強化した。令和6年2月から3月にかけて競技部での代理徴収の事実について、競技スポーツ部からの報告が担当副学長（当時）で止まり、危機管理総括責任者及び執行部へ伝達されなかったことを受け、改めて競技スポーツセンターから危機管理総括責任者及び執行部への事実報告を毎週定期的（緊急事案は適時適切）に報告することとして、本格的に競技スポーツセンターから直接、様々な情報が危機管理総括責任者及び執行部へ上がるよう修正した。	100%	令和6年度の競技部学生の事件・事故については、手順に従い速やかに共有され、危機管理マニュアル、学則、規程、部則等に基づき適正に対応している。競技スポーツセンターから直接、様々な情報が危機管理総括責任者及び執行部へ上がる体制のもと、令和7年度以降も同様に適切な運用を継続していく。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
(81)	その運用を監視する体制の確立		競技スポーツセンター事務局	競技スポーツセンター内にリスク管理・コンプライアンスを担当する部署を設置し、管理体制を整える。同センターに競技スポーツ運営委員会を設置し、競技部の管理運営について審議答申するものとし、競技スポーツにおけるガバナンスの強化とコンプライアンス推進に当たる。また、競技スポーツ事務局を設置し、競技スポーツ部から移行する3課に加えて、新たにスポーツ管理課を設置した。同課の主な役割は競技スポーツセンターにおける「ヒト・モノ・カネ」の適正・有効な活用をモニタリングし、必要に応じ所管部署と協力して改善に取り組むこととし、センターの管理運営並びに競技スポーツにおけるコンプライアンスの推進及び危機管理に関する業務を分掌している。	100%	各競技部の事故・事件等諸問題が発生した場合は、事案の重大性に係わらず、全て速やかに競技スポーツセンター事務局（スポーツ管理課）に報告されるようになり、同課は事案ごと当該競技部との連絡を密にし適切な対応への助言、指導を行っている。 また、手順に従い関係部署との連携、危機管理委員会、運営委員会、執行部ミーティング等への報告等についても適正に行われている。令和7年度以降も同様に適切な運用を継続していく。	100%
(82)	部長の責任及び権限の明確化		競技スポーツセンター事務局	従前の競技部規程では、部長は当該競技部を統括するとともに、競技部の健全な発展に寄与するものとして競技部規程に謳われているが、実際はいわゆる充て職となっていたことから、規程を改正し、部長の責任及び権限を明確化して、競技部に係るスポーツ活動の管理・運営と学生の修学面について管理に当たることとした。	100%	競技部規程の改正、部則等の制定により、部長・副部長・監督・コーチの職務についてを明確にし、その上で理解を得た者を委嘱した。競技部の統括者である部長の意識変化も見られ、監督、コーチとともに改められた職務に基づき、事件・事故を含めた連絡も迅速に行われるようになった。一方、部長の業務量も増大し、副部長が空席な競技部には、副部長の選出・委嘱も進める必要が生じてきている。今後もモニタリングを継続実施し運営委員会等で検討する。	100%
(83)	違法薬物事案が発生した場合の本法人内での内部調査体制の在り方の検討及び確立		学生部	違法薬物事案をはじめとする違法行為等に関する相談があった場合の対応について、学生本人から申し出た場合と第三者から通報があった場合とに分けて、対応方法を決定した。部科校においては、この決定した内容で対応することとなる。 なお、この対応方法は、令和5年10月開催の学生生活委員会にて承認された。運用が開始されてから約1年間が経過したが、順調に運用されている。	100%	今後も、引き続きこの対応方針により運用を行っていく。	100%
			競技スポーツセンター事務局	違法薬物事案が発生した場合、各競技部及び競技スポーツセンター事務局が、また学部学生課、本部学生部及び競技スポーツセンター事務局がそれぞれ連携し、別に定めた手順により情報を共有する。 学部（学生懲戒委員会）又は競技スポーツセンター（センター運営委員会）が各種処分を検討するため更なる事実認定調査を行う必要がある場合は、警察との緊密な連携を維持しながら、警察の捜査の妨害にならない範囲で、調査する。	100%	引続きこの対応方針により運用することとし、事案が生じた場合は適切に対応できているかを検証する。	100%
(84)	部員学生の違法薬物関与について一定の蓋然性（個人情報、複数ソースからの情報等）が学内で認められた際の所轄警察署への正式なルートでの情報提供及び相談の実施		競技スポーツセンター事務局	競技部内（競技施設、寮等）で部員の薬物関与について一定の蓋然性が認められる場合は、大学の指示の下、競技スポーツセンター事務局が所轄警察署又は警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課に連絡、相談をする。 また、学部において部員を含む学生（当事者）が申告する等して事案を把握した場合は、学部学生課が学部の所在地を所轄する警察署に出頭するよう促し、学部学生課員等が同行する。いずれも警察に情報提供し、連携する際には、各役職者の個人的な関係ではなく、所轄警察署など正式なルートでの情報提供、相談を行うことを徹底する。	100%	引続きこの対応方針により運用することとし、事案が生じた場合は適切に対応できているかを検証する。	100%
(85)	部員による薬物使用等の事実が認められた場合における、その競技部の活動停止等の処分を決定するためのガイドラインの確立		競技スポーツセンター事務局	薬物使用等の事実が認められた場合は、学部学生課、本部学生部、競技スポーツセンター事務局と連携し定められた手順により情報を共有し、「学生の懲戒手続きに関する規程」に基づき対応している。 競技部の活動停止等の処分に関する事項を審議する機関（競技スポーツ運営委員会）を規定化し、「日本大学競技部の処分に関する規程」を制定した。	100%	引続きこの対応方針により運用することとし、事案が生じた場合は適切に対応できているかを検証する。	100%
(86)	安易に連帯責任を認めるのではなく、競技部や寮などの集団における関与や責任の所在等の実態を明らかにして、それに即した処分の在り方の検討		競技スポーツセンター事務局	学生個人が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合は、「学則」及び「学生の懲戒手続きに関する規程」の手続きにより退学・停学及び訓告の懲戒を行うが、競技部学生個人が「日本大学競技部部則」に反する行為があった場合は、その定めに従い処分案を競技スポーツセンターが決定するよう同規則に規定した。 競技部や寮などでの集団における関与がある場合は、前述の定めによる対応のほか、当該「競技部の処分に関する規定」に基づき競技スポーツ運営委員会が処分案を決定する。	100%	引続きこの対応方針により運用することとし、事案が生じた場合は適切に対応できているかを検証する。	100%
(87)	違法薬物事案における懲戒処分基準の見直しを検討		学生部	学生が違法薬物事案により逮捕された場合は、学則に則り、学長裁定方針に基づき学生への懲戒を行っている。懲戒処分基準については、見直しを含めて再検討したが、基準を変えずに行うこととした。 違法薬物事案における懲戒対象の学生への対応については、懲戒処分を行うことと並行して、薬物依存症相談拠点や精神保健福祉センター、さらに薬物依存症専門医療機関等の相談機関に繋げて、薬物乱用・薬物依存から回復させるようとする。この方針は、令和5年12月の学生生活委員会において周知している。この方針に沿って、違法薬物事案における懲戒処分が発生した場合は、外部機関へ繋ぐ等、適切な処分及び回復措置が講じられている。	100%	今後も、この方針を継続していく。	100%
(88)	各競技部の競技特性を考慮した上で、競技部ごとに適切な指導者数と部員数を検討		競技スポーツセンター事務局	各競技部の所属学生数の適切化を図るため、令和4年度から競技部推薦数については、各学生寮の収容人数を最大とし、管理指導体制が行き届く適切な人数とするべく、4年間かけて実施をしている。また、不本意入学とならないよう、各競技部の監督とヒアリングを重ね、出来る限り調整を図っている。令和7年度より複数学部の募集人数減少が決定している為、今後4年間に約400名の競技部所属学生数が減少していくこととなる。	100%	個人競技、団体競技や競技性の特徴、競技活動の実績だけでなく、競技部指導者の役割の明確化、学生寮の個室化等学生の気質、ニーズの変化も踏まえて、指導者数と部員数とも適正人数の見直しについては随時検討を続ける。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
6 競技部におけるガバナンス体制の整備							
(89)	競技部の意思決定手続き及び運営において、学生が自主的に運営する体制の整備		競技スポーツセンター事務局	競技部の部則を制定し、学生役員及び係を置くことや、会計役員部に部員代表者を入れること及び部員の処分決定に主将等が携わる等、学生が部の運営に主体的に参画する形を整えた。	100%	今後は研修等により学生が主体的に競技部活動に参加することの意味や方法を学ぶ機会を継続し、モニタリングにより正しく運用されているかをチェックする。また、各競技部の部員代表者からなる選手会を設置し機能させるよう支援を進める。	100%
(90a)	競技部規則（部則）の制定		競技スポーツセンター事務局	日本大学〇〇部部則準則を制定し、各競技部の部則を作成した。また、競技部ごとの特性に応じた細則の作成も促している	100%	各競技部における部則・細則等の運用に基づく意見を聴取する等して、より実効性のある部則となるよう適宜改正等を行う。	100%
(90b)	競技部学生や監督・コーチ、部長等関係者に対する部則の周知徹底		競技スポーツセンター事務局	日本大学〇〇部部則準則を制定後、各競技部所属学生、部長、監督及びコーチが共通理解ができるよう説明会を開催した上、各競技部が部則及び競技部ごとの特性に応じた細則を作成した。内容を精査後、運営委員会の議を経てセンター長が全競技部の部則制定を決定した。各競技部は令和7年度から本格的に運用している。なお、競技部所属学生の周知のための機会を継続的に設けており、令和7年度入学希望の学生は、あらかじめ部則及び学生寮の手引きを配布の上説明を行い、その理解を入部の条件のひとつとしている。また、学生が主体的に競技部の活動に参画するため、部則においても、予算・決算、活動資金支出の事前承認をする会計役員部に部員代表者が構成者に加わり、処分対象行為を行った部員の処分決定にも、主将・副主将・総務等の部員が加わる等定めている。そのため令和6年度の研修会等からその役割等について説明を行っている。 ただし、(54)参照。	100%	今後も同様に部則の周知徹底及びその遵守に向け、競技部学生及び指導者向けの研修を含め適切な運用を継続していく。	100%
(91a)	活動資金の支出の際の競技部の役員会等意思決定機関による事前の承認		競技スポーツセンター事務局	競技部の会計責任者は監督と定め、複数の会計担当者をおくこととした。また、競技部は部長、副部长、監督並びに部長の指名するコーチ及び部員代表者からなる会計役員会を設けるものとし、同会計役員会は、予算及び決算、1件20万円以上の活動資金の支出にあたる事前承認、部費及び寮費の設定、合宿費及び遠征費その他の費用が必要な場合の審議を行うこととした。これらの取決めを部則に定め、会計責任者である監督に対し部長、副部长、コーチ等指導者及び部員の牽制が効くようにした。またその運用について令和6年度内に部長、副部长、監督、コーチへの説明会を開催するとともに、部員代表者が予算・決算、活動資金支出の事前承認をする会計役員会に加わり、主将・副主将・総務等の部員が処分対象行為を行った部員の処分決定にも加わるようになることから、部員に対しても研修会等により役割等について説明を行っており、令和7年度から共通の運用をしている。 ただし、(54)参照。	100%	今後も同様に部則の周知徹底と適切な運用を継続し、あわせて会計役員会の開催、処分対象行為に対する合議の実施等部則等の定めのとおり運用されているかのチェックを続ける。	100%
(91b)	会計報告の大学への提出及び保護者を含む競技部内での共有・開示		競技スポーツセンター事務局	大学からの補助費については決算報告書の提出を義務付けており財務部と連携して監査を受けている。部費及び寮費については、令和4年度決算では努力義務とし、令和5年度決算から決算報告書を保護者に開示すると共に競技スポーツセンターに提出することとしている。部則にも同内容を規定し、正しく運用されているかをチェックしている。令和7年度からは大学補助費及び部費については、各競技部の会計担当者が入力等した予算執行データを競技スポーツセンターが、Googleフォーム上で共有することにより、年間を通しセンターにおいて予算執行状況を管理できるよう運用している。これにより、競技部の適切な予算執行及び不正防止に繋げる。 ただし、(54)参照。	100%	部則にも規定しているとおり、大学からの補助費については決算報告書の提出を義務付け、部費及び寮費については決算報告書を保護者に開示すると共に競技スポーツセンターに提出することとしている。令和7年度からは大学補助費及び部費については、各競技部の会計担当者が入力等した予算執行データを競技スポーツセンターが、Googleフォーム上で共有することにより、年間を通しセンターにおいて予算執行状況を管理できるよう運用している。これにより、競技部の適切な予算執行及び不正防止に繋げる。 また、寮費について令和8年度から総合学生寮と同様に全単独寮の寮費を大学が定め、大学が徴収することとし準備を進めている。これにより寮費について競技部の介入をなくし、競技部の負担軽減と不正防止に繋げる。	100%
(92)	スポンサーとの契約の協賛内容に関する大学による事前許可		競技スポーツセンター事務局	競技部部則を制定し、各競技部がスポンサー契約を締結する場合は、事前にセンター長に届出を行い、競技スポーツセンター運営委員会の議を経て、大学の承認を得ることを規定した。従前も各競技部より協賛企業の相談等が競技スポーツセンター事務局へあった場合、寄付について財務部資金課と連携をし日本大学競技部の活動資金として(教育研究に要する経常的経費)受け入れ、大学補助費として競技部に予算付けをし、適切に管理をしていたが、令和6年度から明文化された部則の規定に基づき、事前にセンター長に届出がされ、運営委員会等の議を経て、大学の承認を得る等適切に対応している。	100%	今後も同様に部則に基づいた適切な運用を継続していく。	100%
(93a)	各競技部の部長、監督・コーチや、本部の間での情報伝達体制、情報共有体制の見直し		競技スポーツセンター事務局	各競技部の部長、監督・コーチからセンター事務局、センター事務局から本部他課、センター長、副学長、学長、理事長への報告・連絡、並びに決定に至る体制を明確化した。令和6年度からは競技部学生の事件・事故については、手順に従い関係部署との連携から、各委員会、執行部への報告まで速やかに共有されている。なお、令和6年2月から3月にかけて競技部での代理徴収の実態について、競技スポーツ部からの報告が担当副学長（当時）で止まり、危機管理総括責任者及び執行部へ伝達されなかったことを受け、改めて競技スポーツセンターから危機管理総括責任者及び執行部への事案報告を毎週定期的（緊急事案は適時適切）に報告することとして、本格的に競技スポーツセンターから直接、様々な情報が危機管理総括責任者及び執行部へ上がるよう修正した。	100%	今後も同様に規程、マニュアル等に従い適切な運用を継続していく。	100%
(93b)	競技部ごとの平常時と危機事態における、監視・監督を行うための人的資源の強化の検討		競技スポーツセンター事務局	各競技部の部長、監督・コーチからセンター事務局等への定期報告、緊急時報告の内容、手順を明確化するとともに、センター事務局に複数の連絡担当者を置き、チェック及びセンター内での情報伝達を確実にを行う体制を整えるため人員増員をするよう要望した。	100%	今後、不正防止の観点からも予算執行状況の監視、現場での薬物検査、指導者・学生の研修、相談対応及び支援の充実等、業務は益々増加していくが、人員の増員は未だ叶っていないため、引続き実現に向け要望を続ける。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
第10 情報管理体制の抜本的な再構築							
(94)	情報管理体制の見直し及び漏えい防止策の実践		総務部	専門業者を交えて対策の検討を進めた。役員・教職員を対象とし、情報管理に関する研修会等による啓発活動を実施する計画が完成し、研修会を令和6年12月3日に実施した。専門業者による専門の見地からの当該研修は非常に有効なものとなっている。	100%	役員・教職員を対象とした情報管理に関する研修会を実施した。専門業者による専門の見地からの当該研修は非常に有効なものとなった。引き続き漏洩防止策を実践していく。	100%
4 漏えいに対する制裁規程の整備							
(95)	関連事務局における漏えいに対する制裁規程の整備		人事部	(29)と同じ	100%	(29)と同じ	100%
第11 危機管理広報等広報体制の抜本的な再構築							
1 日本大学危機管理広報基本方針の見直し							
(96)	危機対応に係るホームページやプレスリリース掲載内容や報道機関からの問合せに対する回答内容の決定フローの明記		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、問合せに対する回答内容決定のフローを盛り込んだ基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	「日本大学危機管理広報基本方針」記載のフローに基づき、危機管理総括責任者の権限と責任において、ホームページ掲載、プレスリリース（報道資料）発信の可否を決定している。	100%
(97)	権限の所在を明確化		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、権限の所在と行使に関わる責任の帰属の明確化を図るべく、基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	「日本大学危機管理広報基本方針」記載のフローに明記した権限及び責任の所在により、対応を決定している。	100%
(98)	権限行使に関わる責任の帰属を明確化		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、権限の所在と行使に関わる責任の帰属の明確化を図るべく、基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	「日本大学危機管理広報基本方針」記載のフローに明記した権限及び責任の所在により、対応を決定している。	100%
2 危機対応に係る連絡、情報共有及び発信体制の整備							
(99)	事実を確認した上で正しい広報を実現するため、危機事案が発生又はそのおそれが高い場合には本部危機管理部署（広報部広報課）が速やかに情報の収集、集約、整理を行い、発信することができるような体制整備		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、広報部が部科校等に事実確認、調査、また関係者への聴取の協力を求めることができることを明記した基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	危機発生時またはその恐れがある場合、所管部署と連携して関連情報を収集し、報道機関向けのコメント及び想定問答の作成を行っている。また、危機管理広報専門機関には情報収集等のトレーニングも依頼し、令和6年7月より継続して実施している。	100%
3 危機対応に係る報道機関との対応窓口の全学一本化							
(100)	危機対応に係る報道機関との対応窓口の一本化		広報部	令和6年6月11日の常務理事会で改正が承認された「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）において、危機発生時の本法人の対外発信は全て広報部を窓口として実施することを明記した。	100%	危機発生時またはそのおそれがある場合、対応窓口を広報部に一本化することを都度通知している。	100%
4 危機管理広報専門機関との連携							
(101)	本部危機管理部署（広報部広報課）の危機管理広報能力の向上		広報部	危機管理専門機関とコンサルティング契約を締結して知見を獲得するとともに、令和6年3月1日付けの危機管理広報専任担当者の発令、総務部安全管理課との緊密連携などにより、危機管理広報能力は向上している。さらに、広報部広報課に対してSD研修やトレーニング、シミュレーション実施など、本部危機管理部署（広報部）の能力向上を図るための知見の獲得と定着を目指した研修を令和6年度から実施すべく計画している。令和6年2月26日に、広報委員会委員及び各部科校広報担当者に対し危機管理学部教授によるSD研修を実施し、アンケートを実施・集計を行った。アンケート結果を今後の研修に活かす予定である。	100%	平時より報道機関に関する知見を有する専門家に参考意見を求める機会を作っている。また、危機管理広報専門機関と随時連絡を取り、情報共有、対応に関する相談及び報告を行っている。加えて、報道機関対応や情報収集等のトレーニングを令和6年7月より継続して実施している。	100%
5 危機対応に係る報道機関からの問合せに対する回答内容決定フローの整備（責任と権限の明確化）							
(102a)	回答内容決定のフロー権限の所在の明確化		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、報道機関対応時のフロー権限の所在と責任の帰属の明確化を図るべく、基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	「日本大学危機管理広報基本方針」記載のフローに明記した権限及び責任の所在により、対応を決定している。	100%
(102b)	回答内容決定のフロー責任の帰属の明確化		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、報道機関対応時のフロー権限の所在と責任の帰属の明確化を図るべく、基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	「日本大学危機管理広報基本方針」記載のフローに明記した権限及び責任の所在により、対応を決定している。	100%
6 危機対応に係るホームページやプレスリリース掲載内容の決定フローの整備（責任と権限の明確化）							
(103a)	掲載内容決定における意思決定のフロー権限の所在の明確化		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、掲載内容決定における意思決定のフロー権限の所在と責任の帰属の明確化を図るべく、基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	「日本大学危機管理広報基本方針」記載のフローに明記した権限及び責任の所在により、対応を決定している。	100%
(103b)	掲載内容決定における意思決定のフロー責任の帰属の明確化		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、掲載内容決定における意思決定のフロー権限の所在と責任の帰属の明確化を図るべく、基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	「日本大学危機管理広報基本方針」記載のフローに明記した権限及び責任の所在により、対応を決定している。	100%
7 報道機関対応の基本姿勢・ルールの策定							
(104)	報道機関対応時の基本姿勢・ルールの明確化		広報部	コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関とともに「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を検証し、本部内関連部署及び危機管理総括責任者への相談を重ね、報道機関対応時の基本姿勢・ルールの明確化を図るべく、基本方針の改正案を作成。令和6年6月5日の改善改革会議での意見聴取を経て、令和6年6月11日の常務理事会に上程し、改正が承認された。	100%	危機発生時またはそのおそれがある場合は対応窓口を広報部に一本化するなど、「日本大学危機管理広報基本方針」記載の報道機関対応を実施している。	100%
8 平時のメディアトレーニングとシミュレーション							
(105)	業務執行理事や本部危機管理部署（広報部広報課）に向けたメディアトレーニングとシミュレーションの実施		広報部	執行部ミーティングの開催回数増加や即刻開催などを実践し、業務執行理事のメディア対応力向上を推進している。コンサルティング契約を締結した危機管理広報専門機関による広報部勉強会を令和6年7月より継続して実施している。危機管理広報専門機関とは随時連絡を取り、危機事案に関する相談や報道機関対応を想定した意見交換等により知見を深めている。	75%	業務執行理事へのメディアトレーニング等については、広報部と危機管理広報専門機関で形態や内容などの詳細を詰め、実施に向けた調整を行っていく。また、広報事務担当者研修の一環として、職員向けのカスタマーハラスメント対策研修（SD研修）を実施する。	100%
(106)	教職員に対する危機察知能力開発のための研修などの実施		広報部	業務執行理事へのメディアトレーニング等については、12月9日に理事長、広報担当常務理事及び広報部と同専門機関において内容に関する打ち合わせを実施した。また、令和6年6月11日の常務理事会で改正が承認された「日本大学危機管理広報基本方針」（平成30年10月16日制定）を教職員に周知徹底することにより危機察知能力開発の一助とする。さらに、総務部と連携し、危機管理全般に関するセミナー等の実施を検討していく。	75%	業務執行理事へのメディアトレーニング等については、広報部と危機管理広報専門機関で形態や内容などの詳細を詰め、実施に向けた調整を行っていく。また、広報事務担当者研修の一環として、職員向けのカスタマーハラスメント対策研修（SD研修）を実施する。	100%

No.	項目 [P]	「改善計画」に関する伝達事項（令和6年2月2日）	部署	対応内容 [PDC]	達成度	今後の対応内容と達成時期 [A]	令和7年度末の達成度
その他（令和5年12月4日開催の記者会見において改善改革策等として説明された事項のうち、令和5年11月30日付け文部科学省への回答には含まれていないもの）							
(107)	役教職員へのアンケートの実施	教職員や全学生へのアンケートの結果は情報量が膨大になると思われるが、再生への対策に活かすことができるのか	総合企画室	役教職員を対象に「学校法人の管理運営に関する第1回アンケート調査」を、令和6年2月9日から19日の期間で実施した。匿名性を担保するために外部委託により実施。自由回答内容を定量化処理した分析結果を、常務理事会等打合せ及び改善改革会議に報告した。 その後、改善改革会議にて回答の傾向を分析し、改善改革を行うための方向性を取りまとめたものを法人執行部へ提出するとともに、令和6年4月2日の常務理事会、4月5日の学部長会議及び理事会にて報告した。 なお、教職員に対しては、令和6年4月23日に教職員用ポータルサイト「事務の友」にて報告した。 また、改善改革会議は、アンケート結果により把握された、教職員の考え方の傾向を考慮し、令和6年4月26日にホームページにおいて公表した「改善改革の骨子」を作成している。	100%	今後も、改善改革の進捗状況等を見ながら、アンケート実施を検討していく。	100%
(108)	アメフト部が存続等となった場合の検討	アメフト部は正式に廃部となったが、今後についての速やかな方針決定と、教育的配慮として、令和6年度入学者及び薬物事件に関与していない在学生が廃部に伴って受ける不利益を最小限にするための具体的対策の明確化。 着実な（可能なものは前倒しでの）検討・実施を進めていただきたい。	競技スポーツセンター事務局	令和6年2月27日開催の常務理事会において、①元アメリカンフットボール部員及び入部予定であった新入生について競技スポーツセンター預り（所属）として練習等の活動は認める、②新入生・新2年生のうち、①の条件での活動継続意志を有する者について誓約書提出・同意に基づく薬物検査・面談等の手続きを行う、③グラウンド・施設の使用を認める、④練習等活動の責任者を配置する、との対応を決定した。 活動開始に向けて必要な諸手続きを経て練習等の活動が認められた元アメリカンフットボール部員及び入部予定であった新入生を「アメリカンフットボール有志の会」と呼称することとし、令和6年4月に2回に分けて1・2年生対象説明会、3・4年生対象説明会を実施。活動に参加を希望する学生は、誓約書（修学・生活・社会規範・薬物に関する事項）の提出、薬物検査、面談の手続きを済ませた上で、順次、トレーニング及び練習を開始した。不定期の薬物検査、他の競技部の学生同様の研修を受けるとともに、身体づくりのトレーニング、自主練習、チーム練習等を重ねている。これらの活動を踏まえ、本学理事会の承認を得て、有志の会を連盟登録チームとして認めてもらうよう2月19日に連盟への登録申請を行うとともに練習試合も継続していたが、6月17日に開催された連盟の臨時理事会において、2部リーグ所属として、新規加盟が認められた。	100%	有志の会の新規加盟の承認に際し、連盟は「有志の会の早期の競技部への移行を望む」、「万が一、今後重大な規律違反があった場合は、退社前の過去の規律違反とこれに対する処分も斟酌して厳粛な処分を検討する」の二点を付帯決議している。これを受け、今後は、アメリカンフットボール部の競技部としての新設に向け、検討を進めるとともに、引き続き、チーム練習及び研修等において、ガバナンス・コンプライアンスの強化を図っていく。	100%
(109)	情報伝達・共有化に関するルールの整備		総務部	令和6年4月1日施行の危機管理規程の改正は、改めて教職員等の責務を示し、また危機管理委員会の機能の強化を図っている。教職員等の報告体制については、事案報告を了知した所管部署等による報告体制について明記し、また危機管理委員会の機能強化としては、委員会の組織体制及び緊急時対応における専門部会による機能の明確化等を明記している。 規程改正にあわせた危機対応フローチャートを示して報告の流れを明確にすること、危機管理委員会の機能を強化することにより、危機事象に対し迅速に適切な対応をすることができる。 さらに、令和6年4月1日施行の危機管理規程改正では、危機管理委員会は、「重大な事案について、理事会及び監事に報告するものとする」と規定し、危機管理委員会によるインシデント情報及び対応結果等の定期的な理事会及び監事への報告を行っている。 これらにより、理事会における学内の管理監督機能の強化が図れた。	100%	改正危機管理規程により、インシデント情報が速やかに共有される体制が構築されているため、現状のルールを継続することとする。不具合が生じた場合は、速やかに見直すこととする。	100%
(110)	各会議体のサポートをするスタッフ部門の設置		総務部	部門の設置は、行わないが、令和4年10月以降実施している理事会の事前打合せについて、従前の形式的な確認ではなく、令和6年5月以降は、各議案の留意点あるいは、議論のポイントを説明部署から情報共有するよう改めている。 また、従前実施している諸会議の進行打合せにおいても、令和6年4月以降、サポートスタッフが同席し、情報確保に努めている。 さらに、執行部ミーティング（令和6年4月15日～）における会議内容の事前確認等においても充実を図っている。 理事会及び常務理事会の運営は以前にもましてスムーズになっている。	100%	効果が出ているため、部門の設置は行わず、左記の運用を継続する。問題点が生じた場合には、運用の見直しを図る。	100%
(111)	人事を強化		人事部	職員及び付属高等学校教員の採用活動において、募集情報を本学HPのほか、総合就職サイトへの掲載などにより広く周知し、多様な人材を募るよう努めながら、採用活動を実施する。	100%	公平性・透明性を保ちつつ、多様性のある人事採用活動を継続するよう、引き続き、点検・評価を行う。	100%
(112)	理事長直属の部署の強化	理事長直属の部署の強化といった他の事項と重複しているものや、遊休地の売却等、改善計画における位置づけが不明なものが多いため、その意図等を明らかにしていただきたい。	総合企画室	(32a)と同じ	100%	(32a)と同じ	100%
(113)	執行部の刷新		総務部	令和6年1月1日付けで理事1名を、1月13日付けで理事1名を新たに任命し、併せて同日付けで兩名を常務理事に任命。また、令和6年1月1日付けで副学長1名を任命。 令和6年3月31日付けで学長及び副学長3名が辞任し、令和6年4月1日付けで学長及び副学長3名を新たに任命した。 現状適切に業務が執行されている。	100%	新たな常務理事及び副学長の業務執行状況については、(13b)(14)の報告により、確認できる体制を確保しており、改正私学法施行後は、報告の義務化に伴う役員規程改正を行う。	100%
(114)	薬物の件を含めた既存の学生への相談体制の強化		学生部	薬物を含め、不適切な対処行動を未然に予防するためにも、問題や悩みを抱える学生・生徒に対して、早期に、精神保健の専門部署のサポートが開始できるよう、学生支援センターが毎年実施している一般学生へのメンタルヘルス調査（K6）の実施率の向上を目指す。また、学生が相談する一次窓口として教職員が傾聴姿勢を学ぶ学生相談研修会を継続開催し、並行して専門部署（学生支援室）を学生・教職員により広く周知する。 学生・生徒への違法薬物蔓延を予防するため、本学公式サイト上に違法薬物に関する相談先の案内や予防・啓発を目的とした専用ページを作成し、学生・教職員に広く周知を行った。 令和6年度におけるK6の実施率は向上している。	100%	引き続き多くの学生の精神面の健康状態を把握し、健康の維持に努めるとともに、学生生活上で何らかの困難状況によって支援が必要な学生の発見に努めていく。	100%
(115)	遊休地の売却、経費削減の検討	理事長直属の部署の強化といった他の事項と重複しているものや、遊休地の売却等、改善計画における位置づけが不明なものが多いため、その意図等を明らかにしていただきたい。	管財部	私立大学等経常費補助金不交付への対応策の一つとして、資産の適正かつ効率的な管理や維持経費等の観点から、遊休地（低・未利用地（施設））の今後の使用可否等について、専門委員会を設置して検討を行うと同時に、各部科校においては所管する遊休地の活用又は売却の検討を進めている。 遊休地であった長万部、八雲の一部、館山、長野（飯綱高原）、武蔵野、大宮の一部、箱根（仙石原）の各校地は売却が完了している。引き続きその他の遊休地の低・未利用状態の解消に向けて継続して取り組んでいる。 なお、売却による収入により、私立大学等経常費補助金不交付への対応の一助となり、また維持管理に係る経費や労力、火災等の保有リスクの削減に繋がっている。	90%	これまでに遊休地であった7校地（一部を含む）の売却が完了し、他の校地も低・未利用地（施設）検討専門委員会の答申により対応の方向性が示されており、売却に向け検討が進んでいる。引き続き遊休地の低・未利用状態の解消に向けて継続して取り組んでいく。	100%
(116)	アンケートなどによる学生からの意見聴取の実施	教職員や全学生へのアンケートの結果は情報量が膨大になると思われるが、再生への対策に活かすことができるのか。	学生部	本学アメリカンフットボール部の事件により、現在本学学生は心を痛め、学生生活を送るに当たり、様々な不安や心配を抱えている者が多数いると推察する。不安を抱える学生の心情や意見を本学本部に寄せてもらうことにより、本学学生の不安を軽減させるとともに、本学再生に向けて対策を立てることを目的に、本学全学生を対象に記名式の自由記述方式でアンケートを実施。期間は、令和6年1月から2月初旬まで。学生から出された意見等を本学執行部に報告した。 また、集まった学生意見は、本学再生と大きく関係しない学部内で検討・解決策を講じる内容のものが多いので、学生から出された意見を所属学部ごとに分類し、所属学部にてアンケート結果を共有している。	100%	本学では、学生が各学部長に直接意見を届けられる仕組みを構築していることから、本件の対応は完了とする。	100%

【「達成度」の目安】

- 100%：完了（手続き完了または実行済み）
- 80～99%：諸会議上程中
- 60～79%：各委員会等で案を決定または検討開始
- 40～59%：担当部署等にて取組開始または原案作成済
- 20～39%：担当部署にて案を検討中
- 0～19%：担当部署にて検討開始または未着手